

平成23年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月9日（木）午前10

時開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 吉場道雄議員

第9番議員 川口浩史議員

第1番議員 畠山美幸議員

第7番議員 河井勝久議員

第3番議員 金丸友章議員

○出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地域支援課長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
新 井 益 男 町 民 課 長

岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成23年嵐山町議会第2回定例会第3日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。ちょっとお静かにしてください。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号5番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項1の教育問題についてからお願いします。

〔5番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○5番(吉場道雄議員) おはようございます。5番議員、吉場道雄。議長のお許しがありましたので一般質問をさせていただきます。

まず最初に、大項目の1、教育問題についてです。

昨年も流行しましたが、インフルエンザ、また突発的な出来事により年間授業時数の確保が難しくなり、ほかの市、町では学力の向上、授業時数の確保に夏休み、冬休みを利用しているが、町では学力の向上、授業時数の確保をどのように考え、どのように実施しているか。また、新学習指導要領

が小学校では完全実施になり授業時数がふえるが、実施前に比べ平成 23 年度は学力の向上にどのように取り組んでいるのか、具体的にお伺いします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 吉場議員さんには、教育の課題の一つである学力向上についてこれまでも一貫してご質問、ご指摘いただいております。大変ありがとうございます。敬意を表させていただきます。

質問項目1の教育問題についてですが、まず学力の向上につきましてはこれまでも答弁させていただいておりますけれども、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上・学習習慣の定着、この3点を重視して取り組み、確かな学力の定着を図り、生きる力を培うことを目標に引き続き取り組んでまいります。

学校の取り組みとしましては、1点目は教員の指導力の向上であります。わかる授業を展開するための教材の研究、さまざまな体験活動を取り入れた学習活動や個に応じた指導方法の工夫、研修の充実などです。

2点目は、県が行う学習状況調査や3つの達成目標調査、日々のテストの結果などを検証して学校として、また一人一人の児童生徒の成果と課題を明確にした取り組みを強化することです。

3点目は、家庭との連携による取り組みです。家庭学習や基本的な生活習慣の定着は、学力向上の基本でもあります。これらの学校の取り組みに対して教育委員会としては、指導主事の活用、学校訪問による指導、町の学力向上推進委員会の取り組みなどを引き続き支援してまいります。

次に、授業時数につきましては、国で示された各教科等の標準授業時数、年間総時数は確保されております。授業時数確保のためには、教育委員会としてもいろいろな事業や会議の開催、調査報告などに関して学校や教員の負担軽減に一層努めてまいります。このことは引き続き県にも要望をいたしております。

次に、小学校の新学習指導要領、お話のように4月から完全実施になりました。それに伴う学力の向上の取り組みですが、小学校は今年度が本格実施ですが、旧の、もともとの学習指導要領に比べて4月からは1週間の授業時数が1、2年生で2時間ふえます。そのほかの学年で1時間増加しました。時間数がふえた教科は、国語、社会、算数、理科、体育などであります。したがって、今後は、小学校においては基礎的基本的な知識理解、技能の習得により一層取り組むことが学力向上を図る上で大切であります。特に小学校段階においては、読む・書く・計算の基礎・基本の定着を図る指導の工夫、充実に学校との連携を深め、支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 再質問させていただきます。

今の答弁によりますと、授業時数の確保はできているという答弁でございますけれども、本当に昨年ですか、学級閉鎖だとか学年閉鎖とかいろいろありまして、かなり確保するには無理な教育をしているのではないかなと思いますけれども、夏休みとか冬休みを利用して確保しているのかどうか。そういうところをちょっとお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 義務教育の小学校と中学校で、各教科1年間にそれぞれ何時間やるのですよ、全部合わせて小学校では何時間ですよというのは学校教育法の施行規則で決まっていますのですね。国で示された標準の授業日数というのは1年間に35週間授業をなさいと。35週ということは175日。嵐山町では、小中とも195日やっているのです。ですから、国で示された標準の授業日数よりも20日オーバーしているのですね。したがって授業時数もオーバーしているのです。

ただし、今、吉場さんがおっしゃったように、学校は何があるかわかりませんし、去年は少なかったのですけれども、学年閉鎖、インフルエンザ等で学級閉鎖があったり、あるいは東日本大震災で何日かは給食をとめましたので午後の授業ができなかったとか、そういうのもありますけれども、国の標準には達していると。

お尋ねの夏休み、冬休みというのは嵐山町でも、前もお答えしましたけれども、小中学校すべて夏休みは補習授業をやっています。全員を集める場合とか課題を持った子供たちを集める場合とか。今年も既に計画をしております。夏休み授業というのは、学習指導要領によって文部科学省のほうは原則として夏休みの授業はしないということになっているのですけれども、授業はできないけれども、補習という形でやっております。

ですから、今お話ししましたように授業の日数もクリアされているし、授業時数もクリアされています。なおかつ補習授業もやっていると。現状はそういうことです。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 私がちょっと学力の問題で心配しているのは、全国学力テストですか、また県で行われている学力の基本中の基本である読み・書き・計算ですか、それが前からこういうふうにだんだん下がっている傾向なのです。ある程度こういうふうに詰めて、集中的にやってやっぱり子供たちも幾らか無理があるのではないかなと。もっとゆとりを持った、夏休みだからもっとそういうところで学力の向上を図ったらどうかなと思うのですけれども、そののののころをお願いします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 全国的、全県的に学力について調査して嵐山町はどうだったろうかというのは3つしかないのですね、全国学力調査、いわゆる学

カテスト。これは、東日本大震災で今年中止になりまして、埼玉県独自で行う2つの調査なのですけれども、ここで先月結果が出たのは3つの達成目標、読む、書く、計算の。おかげさまで去年悪かった計算の部分が、去年は2つの学年しか県平均よりよくなかったのです。去年の結果がすべての学年、嵐山町、県平均よりもオーバーしたのです。それは吉場議員さんもおっしゃるように、前年度低かったので集中的に指導を学校でしてくれたのですね。それは、朝のドリルで徹底的にやっていると。町の学力向上推進委員会でも、そこを中心に検討をしていただいたのですよ。だから、2.7点ぐらい全学年よかったですよ。ところが、読みのところが低いのです。そうすると、小学校においてはやっぱり読み・書き・計算の基礎基本が大事だなと。そこに力を入れれば伸びるなと。しかし、バランスよくやっていかないと、各の部分で。だから、今年度は読む、書くを重点的に取り組んでいきたい。子供のことですから、よいときもあれば悪いときもありますけれども、成果は一つあらわれたなと、課題も明確になったなというのが現状であります。

先ほど夏休み中云々という補習もやっぱりそこを中心に小学校はやっています。読みや書きだとか、そこを中心に、基礎基本を中心に補習をやっていると。こういう状況です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) ある程度把握して、やっぱり去年よりよかったということで私は幾らか安心しました。

また、これから夏休みに入るわけですが、これから先生にも研修の時期があると思うのですけれども、去年比企郡のちょっと例をとりますと、全国の学力テストというと大体平均している学校は大体決まっているわけなのですが、そのようなところの教育を取り入れて研修会をしている学校もありますけれども、嵐山町は昨年ですか、人権問題をこういうふうにやって、人権問題もいいと思うのですけれども、こういうようなところも入れていって学力の向上につながるような先生の教育もしていったほうがいいなと私は思っていますけれども、今年はどうのような教育を、先生の研修会を計画しているのかお聞きします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 今年はまだ具体的には、まだ夏のことですので。ただ、去年は、一つは夏休み中に全教職員がやったのは、発達障害、この子供たちについてどう対応していくのか、もちろん学習指導も含めて。その研修をやりました。前年度は、小学校に外国語活動が出てくるので、その先進地である狭山市のほうから指導主事を招いて全員が小学校の英語活動の授業について研修をしました。今年具体的にテーマは決まっておられませんけれども、そのときそのときの教育課題について、やっぱり先生方と一緒に研修を深めたいなど。具体的にこれから内容を詰めていきたいと思えます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) どうもありがとうございます。学力も向上するのもよ

いのですが、やっぱり学力と体力は並行していると思うのですけれども、体力のほうも同じように考えているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これもいつも吉場さんに申し上げます。教育の目的というのは人格の完成であると、人格の構成する要素は知育・徳育・体育であると。それをバランスよく調和のとれた教育をするというのが大きな教育の目的です。ですから、学力だけあっても体力が、学力・体力があっても心の問題、道徳的なものはどうなのだろうか。その3つをバランスよく。体力についても、いつときかなり、種目ごとにたくさんあるのですけれども、特に中学校の持久力は悪かった。そのときは、また体育の授業で持久力を取り入れたと。大体種目数が多くて男女別にいっても細かなデータなのですから、大体平均はいつております。前年度悪かった種目について力を入れて授業で取り組んでいると。引き続き、非常にこれ難しいのです、教育の場合。どこもバランスよく、知育・体育・徳育、これにやっぱり留意して偏りのない教育を引き続きやっていきたい。そう考えております。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) どうもいろいろありがとうございます。

本当に子供の数がこれから減っていく時代でございますので、本当に教育も大事な一つの一環でありますので、これからも子供たちを見守っていつてお願いします。

次に、大項目の2つ目に入りたいと思います。

ふれあい交流センターの運営についてです。

ふれあい交流センターが完成し、一昨日見学会があり、中を見せていただきました。広々とした中に多目的ホール、会議室、和室など数多くの部屋があり、多くの町民が利用できます。これで、南部北部の交流センターと合わせて均等の場になり、さまざまな交流やボランティア活動などの拠点となるが、運営方法はどのように考えているのかお聞きします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 質問項目2のふれあい交流センターの運営方法をどのように考えているのか伺うについてお答えいたします。

交流センターの運営につきましては、嵐山町交流センター運営協議会を設置し、去る5月21日に第1回の運営協議会を開催いたしました。地域団体の関係者、ボランティア団体の関係者、学校教育及び社会教育の関係者、センターの利用団体の関係者等から成る10人の委員の皆様を委嘱し、ふれあい交流センターの使用等について協議をいただきました。

協議会は、地域活動の推進やボランティア活動の支援、講演会、講座の開催、センターの使用及び維持管理、その他運営に関し必要な事項を協議していただくこととなっております。

ボランティア活動の推進や生涯学習のさらなる充実と住民主体のまちづ

くりを推進するため、人と人とのつながりを築く拠点施設として運営がなされるようお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 再質問させていただきます。

嵐山町交流センター運営委員会という会がありますけれども、その組織なので、何人ぐらいで、職種はどういう人が入っているのか、ちょっとお聞きします。

○藤野幹男議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 人数と職種ということなので、先ほどちょっとお答えしたのですが、人数は全部で10人でございます。地域団体の関係者、ボランティア団体の関係者、学校教育及び社会教育の関係者、センターの利用団体の関係者、ほかに町長が必要と認める者ということで10人で構成されております。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 失礼しました、今。

いろいろ運営方法、こういうふうを考えているわけなので、交流センターの担当課というのは文化交流課ですか、今年からなったわけなので、スポーツの中の野球、ソフトなんかはこの運営方法ですか、

それはある程度野球連盟、またソフト連盟という格好で日程とか、また試合内容等こもごもに、その中で運営をやっております。

この間ちょっと町民の方で茶道をやっている方に行き会ったのですけれども、茶道の中には裏千家ですとか表千家、または日本茶道という会がありまして、その人たちがみんな協力しながらこういうふうにやっていて、今年は自分たちの1つの派の中でいろいろ勉強会をしながら、一つの茶道会というのをここに設けて、今年は裏千家をやろう、また次の年は表千家、次の年は日本茶道って、こういうふうにしながらい町民の方に茶道というものはこういうものだというので、一人でも底辺を拡大しながらやりたい考えもあるわけなのですけれども、今までの町の運営方法といたしますと、ある程度町でこういう事業があるのだから参加してくれとか、いろいろこういうふうに来てきたわけなのですけれども、そういう今度は運営委員会もできていますし、ある程度そういう、今まで町主導でこういうふうにいっていたのですけれども、今度はそういう町民主導のような運営方法はできないか。これは、町長にお願いできますか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今ご指摘いただきましたように、この答弁にもありましたけれども、嵐山町の交流センター運営協議会を発足いたしました。そして、関係のいろんな団体の代表の方に入らせていただきまして、その10名の方で第

1回の会議を行っていただきました。

1回目のときに9時半に始まったのですが、9時半に始まりまして午前中ちょっと時間が余裕を持って終わるのかなというふうな感じもこうしていたのですが、12時を過ぎても終わらないぐらいにいろんな意見が出されて活発な意見交換を行っていただきました。その中でお願いもしたのですが、今までの中央公民館の運営審議会にこうやってきていただいて、それと今度この運営協議会、どこが変わるかということの特にお願いをいたしました。

その一番の変わる場所というのは、今議員さんおっしゃったように、一つの文化団体にしても何の団体にしてもいろんなことをこう行政がかなりのお手伝いといいますか、顔出し、手を出し、口を出して、意見を出してというようなことがかかわってきている部分が多かったかと思うのですが、そういうものをそうではなくて、そののところに参加をする人たちの主体的な考え方でその会を運営していただく。そして、それらが運営しやすいような形でこの運営協議会に動いていただく。そういうことで、議員おっしゃるような形の町民主導の形の運営がとれていければということで、そういうことをお願いいたしました。

そして、この運営協議会の中でも「いや、そのほうがいいよな」という意見が多く出されまして、いろんな形でこの申し込みの方法、それから利用の仕方、料金のことだとかいろんなことについて、ここのところで主体的に、それこそ主体的にここのところでやっていただく。それで、今まで、細かいことで

すけれども、会館の中に各団体の使う道具がいろいろあるのですね。音楽団体ですと色々な楽器があります。それから、ボーイスカウト、ガールスカウトですと色々な使う、屋外で使うロープですとか色々なものがある。各あれによって色々なものがあるわけなのですが、そういうものをあいている部屋のところに押し込んでいるという、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そんな形で預かっているというか、そんな形でありました。しかし、それも一定の場所を提供いたしまして、その中を自主的に行政は全くかわらないで、自主的にその中に荷物を必要な人たちが置いて、その置き方も皆さんで相談していただいて、そして管理も皆さんで管理をしていただいとというような本当にこう利用者の主体的な形でなれるような形でスタートできることになりました。

それらを見ましても、議員おっしゃるように町民主体の運営をしていただけるのではないかと。そういう方向で私たちも、行政のほうもかかわっていければなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 今、町長さんの答弁で町民主導の考えを持っているということで、本当によろしく願います。

次に、大項目の3つ目ですが、古里地区の土砂・排出・堆積について質問します。

この問題は昨年7月ですか、以前無許可で工事を始め問題になり東

松山環境管理事務所、嵐山町の指導により中止させた場所で、今回新たに県の許可をとり工事が始まっております。7,000 立方メートルの土を排出し、東京での新築工事が出る1万3,000 立方メートルの土を堆積する工事です。大型ダンプが2,000 台以上も運搬があり、道幅も狭く、小学生も多く、障害者施設もあり危険にさらされる危惧もあります。また、この地区は井戸水を利用している家庭が多く、水も心配するなど不安な毎日を送っております。

そこで、①今までの経緯、②県の許可だが、町としてどのような指導ができるのか、③として地域要望をどのように取り上げてくれるのか、お伺いします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 質問事項3の小項目1の今までの経緯についてお答えいたします。

平成22年6月7日、鶏舎取り壊しに伴うダンプの出入りが見られるとの住民情報から始まり、現地確認及び複数回の指導を経て町環境保全条例に基づき6月16日に事業の中止命令を行いました。また、10月26日に町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づく措置命令により、事業主立ち会いのもとに現場土壌のサンプリングを行い検査いたしましたが、検査結果は基準を大きく下回るか、または不検出でございました。

その後、事業主から土壌についての今後土地に土壌汚染があった場合、責任を持って対処する旨の確約書の提出をいただきました。

平成 23 年5月6日、これまでの事業主とは別の業者に対し埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例に基づき土砂の堆積を県が許可いたしました。5月 12 日に許可業者が着手届け出を県へ提出し、5月 17 日、町関係職員が道路の現況確認をした際、地元住民向け説明会の開催、住民の安全確保及び町道の保全に関する確約書の提出を要請いたしました。

5月 31 日に県職員及び町職員で現場を確認し、許可業者より状況を聴取してございます。

続きまして、小項目2の県の許可だが、町としてはどのような指導ができるのかについて、お答えいたします。

埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例による許可事業であるため、町として事業者に直接指導することはできませんが、必要がある場合は東松山環境管理事務所を通じて指導をすることになります。なお、東松山環境管理事務所と町で交互にパトロールと立ち入り調査を毎日実施しております。

続きまして、小項目3の地域要望をどのように取り上げてくれるのか伺いますについてお答えいたします。

要望につきましても、東松山環境管理事務所を通じて事業者に要望してまいります。なお、町として事業者に対して以下の内容の確約書の提出を

求めているところでございます。

1つは、関係住民に対し説明会等を実施すること。

2つ目として、地域住民の安全を確保すること。

3つ目として、町道を破損した場合には、町と協議の上、原状に回復すること。

という3点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) では、再質問させていただきます。

昨年ですか、無許可で許可したところなのですけれども、今検査の結果、基準を大きく下回るか、または不検出であったということなのですけれども、この不検出という意味がちょっとわからないのですけれども。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えいたします。土壌の検査につきましては、それぞれ検査項目がございます、その中で基準値というものがございまして、通常土壌に含まれている項目のものと、全く含まれていない異常なものというような検査をやるわけでございますけれども、その中で例えば、ちょっと今探しますけれども、例えば重金属やなんかとか、そういったものの検査も入ってございまして、そういう項目についてはなかったと。出てこなかったというような内容になるかと思えます。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 多分今の現場は何回も職員が行ったと思うのですが、今の現場を見てみますと、その土壌検査の結果は多分よかったのかもしれないのですが、結構産廃ですか、鉄だとかナイロンですか、今いっぱい出ている状態なのですか、何でこれで問題なかったと言えるのですか。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 これは、私どものほうも環境管理事務所のほうもあの日かなりパトロールをしたわけですが、今ご指摘のものは当時の業者が埋め込んだというような、結果的にわかってきたというのが今の状態ですが、土壌の検査ということは、土壌分析ということで今ちょっと先ほどの補足になりますけれども、例えば幾つか検査項目があるのですが、不検出というのはシアン化合物だとか、及びその化合物とか、六価クロムとかそういった有害なものということで検査結果が出ているというような内容でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 検査のやり方なのですか、今回町の考えとしては土壌調査だけの考えだったのですか。それとも、今現場を見てみます

と、相当大量の産廃がここに排出しているわけなのですよ。あれを見た場合、どのような検査、これ町がだっってこういうような考えでまた今回検査するわけなのですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 先ほど検査をしたというのは、経過の中で昨年の状態の中でせめて土壌検査をしてというような内容でさせたというのが現状でございます、今後の話とはちょっと切り離して考えていただきたいと思うのですけれども、今出ているというような内容のものも私ども確認してございまして、地権者の関係者と今の事業者での話し合いをするというようなお話も聞いておるところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) これからの検査もだけれども、一番心配しているのは、私たちというのではないけれども、あの地域はほとんどが井戸水で生活しているわけなのです。今回無許可でとった例も何が入っているかわからなかったのですよ。上のほうをただ土壌検査したわけだったのですよ。

だから、そんなやり方でこれから長い期間1万3,000立米ですか、泥が入るわけなのですけれども、これ、どういう検査をしていただけるのですか。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 現在行って、不法にやった検査についてはそういったような経過がございました。それから、現在許可をとってされているということになりますので、原則的には県の許可の条件以上のものは私どものほうとしてはできかねるというふうに考えております。

ただし、地区の要望とかそういった件につきましては、極力いろいろ事業者のほうにお願いをしてやっていただくというようなことしか、なかなか難しいのかなとは考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 町とか県のほうを信じるしかないと思いますけれども、本当に私たちはあそこで井戸水を利用しながら、まだ町の水道水も入っていない家も何軒もあるわけなのですよ。そういう中で町が検査したという結果が大量の産廃が出ているわけなのですよ。そういうところまで検査するのが検査だと私は思うのですけれども。しつこくなりますけれども、副町長、そういうところ、ちょっと教えてもらっていいですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

先ほど簾藤課長のほうから報告にありましたように、最初は無許可でや

ったと、したがって町が中止命令を出したと。それで、先ほど土壌検査というお話がございましたけれども、よそから持ち込んだ泥があったと。町はその泥の検査をしたということです。

今、議員さんお話の鉄骨が出たとかというのは、もともとあそこが鶏舎だったと。いわゆる鳥を飼っていた。それを地主さんが片付けてもらうという事業者側と契約をしたというふうに伺っています。結果的には、その業者が片付けたものをそこに埋めてしまったということです。それが今明らかになって現地に山になっているということでございます。したがって、これをどう処理するかというのは、当然地権者の方といわゆる事業者の方。ただ、その事業者の方はお亡くなりになっています。したがって、今後どうしていくかというのは、当然地権者と現在行っておる事業者というものと近々現地の立ち会いをしてどういう結論が出るかということだと思えます。

したがって、今、今度は埼玉県が一定のルールに基づいて許可をしたということでございますから、先ほどご答弁申し上げましたように、県がきちっとした管理をしていただくということで町も申し入れをしております。ただ、そうはいってもなかなか県は県のルールというのがありますから、それではいわゆる補足ができないという事態も考えられるのかなというふうに思っています。近々地元の説明会も開かれる予定になっておりますので、地元の要請に基づいて町がやるべきことがあれば、それは町がやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

今、県の環境管理事務所もかなりの頻度で現地のパトロール等をしておりますし、県が行けないときは町もパトロールをしておりますので、地元の皆さんがご心配になることも私もよくわかりますので、町とすればでき得る限りをやって後に禍根を残さないという形をとっていければなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) ちょうど1週間前だったかな、ちょっと副町長に地域の人から、これでは問題ではないかということで副町長に連絡して職員の方に来てもらったのですけれども、そのときにちょっとここにいろいろ道路のことだとか、ちょっとここに忠告をしたのですよ。ダンプの出入り口が表示がないではないかということで、アイドリングしていてそれをとめないか。また、道路に鉄板がついてあったわけなのですけれども、そこがU字溝でやっぱり数多く通るので、U字溝が崩れてしまって、その鉄板とのすき間ができてしまって、そこが危ない状態だったのです。だけれども、職員が来てくれてそういうことも言ったら、ちゃんと町だとか県の言うことに対しては向こうでも協力してくれるし、この間6月のその次の日だったから3日だったと思うのですけれども、うちのほうは郡境なので隣の郡から警察と県の職員が来て道路のことについて町民から苦情が、向こうの町ですけれども、苦情がありまして、それをやっぱり指導したところ、その次からきょうあたりも車の台数がめっき

り減ったわけなのですからけれども、本当に県だとか町の言うことはある程度聞いてくれると思うのですけれども、こまめに調査をしてもらうのですけれども、どのくらいの量で調査できるのですか。これから半年ぐらいの期間にかけてこういうふうにありますよね。だけれども、集中的に、だから2カ月ぐらいでこういうふうにご工事を終わらせたというのですけれども、本当毎日見てもらえれば本当は一番最高なのですからけれども、定期的に町とか県のほうでこうに、ある程度県とか町の人がいれば向こうでも幾らか注目して、悪いことは絶対しないと思うのですけれども、そのようなことをちょっとお伺いします。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 最初にご答弁申し上げた中でちょっとお話しさせていただいたと思うのですけれども、県が原則週3日行く予定になっています。その行けない日に私どものほうで行くというような。ですから、毎日どちらかが行くというようなシフトで今動いております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) まちづくり整備課ですか、ちょっと道路の問題で聞きたいのですけれども、あそこは調査して壊れたら修復するのだというのですけれども、今、ある程度道路が壊れているわけなのですが、片方の鉄板とU字溝の段差のところは直っていますけれども、その反対側なんかは結構アスファルトが壊れて、大体道筋ができていて、あれ自転車でも通ると結

構危ない状況になっていますので、夜の通行なんかこうに。だから、終了まで、工事が終わるまで待たないで定期的に道路を修理する指導もできるのかどうか伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 ちょっとお答えさせていただきます。

出入り口のところ、舗装が傷んだりとかということでまちづくり整備課のほうに環境課のほうから連絡がございまして、何か指導してくれないかということの話がありました。その件につきまして、要は直接その業者のほうに私のほうから申し上げて、要するに住民の方がこういうことで苦情を言っていると。苦情のないようにしてくれと。まして、危険があるのであれば、その辺はすぐ回避してくれという話はしてございます。

ですから、言っていただければ、その都度私のほうからその辺は指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 地域もまとめてこの問題は努力したいと思えますけれども、町と連携を持ちながらこれから進めていきたいのですけれども、そのときは皆さんの協力をよろしくお願いします。

では、4つ目に入りたいと思います。

大項目4、大平山山頂公園の再整備について。この問題は昨年9月の定例会で質問しましたが、再度質問します。

大平山山頂公園はふるさと創生事業で整備され、町の中心部を一望に見おろすことができるふるさとの山と位置づけられ、20年たった現在は、周囲の杉、ヒノキ等が生い茂って見通しが悪くなり、多くの人から苦情を聞くが、再整備をする考えはと質問し、町長の答えは「嵐山町の観光事業を発展する起爆剤として使いたい。かつてこの場所は、町の観光の中心部としてやる方向で一番の出発点であったときもある大平山公園の位置、みどりのトラスト地、バーベキュー場、農産物直売所の位置などをルートを考えてときにどのような位置づけにするのがよいかを踏まえ、町も積極的に考えていく」と答弁しているが、現在はどのように進んでいるのか伺います。

また、みどりの基金事業ですか、町の再生事業などを活用し整備したらよいと思うが、この事業も今年最後ということなので早くしたほうがよいと思うのでお伺いします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。ご質問の件に関しましては、先ほど議員さんお話しのように昨年9月にご質問いただいております。町としてどのようにこの大平山公園を位置づけていくか。例えば民地の黒木を伐採してもらうか、丸裸の山では大平山を見たときかえっておかし

くなるのではないか。間伐・枝打ちをしてもらったほうがいいのではないかなどなどを検討してきたわけですが、残念ながら結論としてまとまっていけないのが現状でございます。

先日ご質問をいただきましたので、町長も私も改めて現地に行ってみました。そして、今後も検討を続け、なるべく早い時期に方針を出してまいりたいと考えています。

また、彩の国みどりの基金事業の活用とのことでございますけれども、ご案内のとおり基金は自動車税の1台当たり約500円と寄附金の積み立てによるもので、4年間の期限があり本年度が最終年度となっております。この基金には5つの活用事業がありまして、この中で森林再生事業に該当するのは2つの事業かと思われれます。

1つ目は、県民参加による里地・里山再生事業です。

この事業は、雑木林や植林地が放置されて、竹や笹などが繁茂した里山・平地林を再生し県民の方々と維持管理をしていくというものです。通学路沿い等を明るくするなど防犯上改善する必要がある箇所が対象となります。

2つ目は、武蔵野の森再生事業です。

こちらの事業は、病害虫が発生した平地や丘陵地の杉林を対象として、杉を伐採し地域やボランティアの方々と協働で落葉広葉樹を植栽し、武蔵野の雑木林を再生するものです。

このような事業目的からすると、観光地としての見直し改善のための杉・ヒノキの伐採等についてはこの基金の活用というのはいかなるわけでもないのかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 今の4つの事業がありましたけれども、武蔵野の再生事業ですか、これ今言われたのですけれども、針葉樹を伐採して広葉樹を植える。やっぱりあそこは多くの人があるわけなのですけれども、観光目的だとだめなのですか。この事業を使うというのは。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 議員のご案内のように、一番頂上から市街地を見たときに民地の杉林がございます。したがって、杉林というのは民地の当然所有地なのです。それを町が今言ったようなことを直接できるかというのは当然無理なことかなというふうに思っております。

したがって、県のこのみどりの基金を利用したこの事業をあその場所で展開をしていくというのは難しいのかなというふうに考えています。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) あその大平山山頂公園ですか、これ、ふるさとの創生事業ということで町民からアンケートをもらいましてあそこをつくったわけなのですけれども、本当にあそこは嵐山町が一望できて、やっぱり一番い

い位置にあると思うのです。それ、観光事業として最高のところだと思うのですけれども、もっと観光事業に目を向けるのだったら整備を早くしたほうがいいと思うのですけれども、考えをお伺いします。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。当時ふるさと創生事業の大平山の山頂公園を担当したのは私でございます。したがって、そのいきさつについてはよく承知をしております。したがって、先ほども申し上げましたけれども、改めて現地を見たところ、やはり20年たつと桜もかなり大きくなっておりますし、杉もかなりまた伸びてきているということで、改めてこの間も見たわけです。

したがって、今考えられるのは、それは地主さんのお考えを聞かないといけないのですけれども、その杉林の間伐というのですか、かなりきれいに管理されている杉林ですけれども、また再度間伐する時期も来ているのではないかなというふうに思っております、その間伐をしながら大平山の山頂に座ったときに市街地がどこまで見渡せればいいのか。ただ、基本的には先ほど申し上げましたように杉林を全部伐採するというようなことはとても考えられないということでございますので、間伐の箇所と申しますか、いうものをもう一度検討しながら地主さんと今後交渉してまいりたいなと思っております。

特に今の寄居林業事務所さんがいろんな面でこうご指導してくれており

ますので、一度林道事務所の職員の方に見ていただいて、ここの間伐はどのくらいの割合で間伐するのが今の時期においてベストかというようなご指導をいただいて、しからばどの木を間伐したときに上から少しでも眺めがよくなるのかいうものは検討していかなければいけないのかなと思っている。ただ、当然日がたてばまたその杉は伸びるわけでごさいます、なかなかその辺は難しい点もございませうけれども、当時自分で担当しておりましたので、当時はこうだったなというのを改めてこの間現地に行って確認をしましたので、地主さんの協力がどこまで得られるかわかりませうけれども、その辺については早急に地主さんとお話をさせていただいて、できるだけ早く一定の方向を出していけばいいのかなと思っております。

ただ、吉場議員もよくご案内のとおり間伐と申しますか、木を切る時期というのがございませうので、なかなか今すぐどうこうというのはできないのかなと思っておりますけれども、少なくとも今年度中には決まりをつけて来年の桜が咲くころには今より数段眺望がよくなるように、ぜひ努力をしていきたいなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) あそこは地権者があってやっぱりいろいろ難しいところだと思いますけれども、やはりあそこは本当に登ってみれば嵐山町で一番高いところに位置しておりますので町内が一望できる場所ですので、ぜひとも再検討をしてよい方向に持ってってもらいたいと思います。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時05分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○藤野幹男議長 一般質問を続行いたします。

続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、川口浩史議員。

川口議員に申し上げますが、ご質問中の大項目1の小項目(5)農作物への放射線量は基準値内かについては、昨日青柳議員の一般質問において答弁をいただいております。また、大項目2の小項目(5)借入金の残額については昨日渋谷議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここでの第1回目の質問、答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに、質問事項1の東日本大震災における対応についてからどうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいりたいと思います。

私も今回、今議会多くの議員の方が東日本大震災についてご質問しておりますが、私も質問したいと思います。

それで、第1点といたしまして、被災地へのボランティア活動を職員や町民に呼びかけてぜひ行っていただきたいと思います。そのお考えを伺いたいと思います。

2番目に、これ、避難所の充実をということであります。ストーブやプライバシーを守れるものが今後必要になってくると思いますので、そのお考えを伺いたいと思います。

3つ目に、15%節電を実現するために町施設のグリーンカーテンと扇風機の活用をしていくべきではないかと思います。そのお考えを伺いたいと思います。

4番目に、各家庭へのグリーンカーテンの指導をしていっていただきたいと思います。そのお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。初めに小項目(1)について井上総務課長。

○井上裕美総務課長 大項目1の小項目(1)被災地へのボランティア活動を職員や町民に呼びかけていくべきではないかにつきまして、お答えをいたします。

職員の被災地への人的支援につきましては、平成 23 年3月 22 日付総務省から積極的な支援協力及び対応方法などについて通知がありました。また、3月 31 日には埼玉県町村会を通じ、全国町村会から職員派遣依頼があり、町といたしましては2人の職員を2週間程度派遣することを回答いたしました。結果的には、当町に対し正式な派遣要請はありませんでしたが、全国町村会では 673 人の派遣要請に対し 2,600 人の申し出があったということでございます。また、職員のボランティア休暇も5日間から7日間と改正させていただき予定でございます。

町民の皆様に対する呼びかけにつきましては、現在のところ具体的には行っておりません。しかし、過日町民の方が被災地において炊き出しボランティアを実施されました。その際、机や飲料水用のポリタンクなどを貸し出し、準備を行う場所の提供として生き生きふれあいプラザなごみをご利用いただき、その利用料を免除、社会福祉協議会を通じ日赤奉仕団による準備作業のお手伝いをしていただきました。今後も広報活動を含め町としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(2)について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 小項目(2)の避難所の充実をについてお答えさせていただきます。

東日本大震災におきまして、町は公設避難所として生き生きふれあい

プラザなごみを開設いたしました。また、住民の方からアパートまたは一戸建て等は無償で提供していただいているものが 15 件ございました。

なごみには 50 人を収容予定としておりましたが、今までに利用された方はおりません。なごみを利用される場合には、冷暖房については心配ありませんが、複数世帯となられた場合には何らかのプライバシーを守るための対策が必要になるものと思われまます。

提供アパートに入居されました方に対しましては、町所有のストーブ等を貸与させていただいたところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(3)について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長 小項目(3)15%節電を実現するために町施設のグリーンカーテンと扇風機の活用につきまして、お答えいたします。

グリーンカーテンにつきましては、役場庁舎に設置する方向で考えており、今議会においてご審議いただく予定となっております一般会計補正予算に計上させていただきました。扇風機につきましては現在 12 台所有しておりますが、今後不足分を購入し対応してまいりたいと考えております。また、現在、節電計画を策定しているところでございまして、他の方法につきましてもできることから実施し、節電に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(4)について、簾藤環境農政課長。

○**篠藤賢治環境農政課長** 質問事項1の小項目(4)各家庭へのグリーンカーテンの指導をにつきまして、お答えをさせていただきます。

ゴーヤ、ヘチマ、アサガオなどのツル性の植物を育て、窓や壁を緑の葉でカーテンのように覆うことにより、夏のエアコンで使用する電気を20から30%削減できると言われております。

しかし、これらの植物の種まき時期といたしましては、この辺では一般に5月から6月ごろと思われまますので、今年はお知らせする時期を失ってしまいました。今後は、省エネの取り組み例などを積極的にお知らせし、節電にご協力いただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長** 川口浩史議員。

○**9番(川口浩史議員)** それでは、被災地へのボランティア活動ですが、できる限り支援はしていくという程度の答弁なわけですね。

私、この質問をすることを決めたのは、現地へボランティアに行きました。5月17日から20日、4日間なのですけれども、釜石と大槌町です。大槌町はご存じのとおり町長が亡くなったところですよ。そこで物資の届けだとか泥かきだとかという手伝いをしたわけなのです。泥かきはどういうふうにするかということ、10人で1班なのです。それで、庭についたりとか家の中まで入ってきた泥をかき出すわけなのですけれども、注意されたのは決して手ではさわらないでくれと。いろんな菌がいたりするのでさわらないでくれということ

と、けがをしたら破傷風のおそれがあるので、そういう点も含めて注意して仕事をしてくれということであったわけなのですね。約一日かかるのですよ、1軒の家をやるのに、10人で。大槌町に行ったのですけれども、できたのは7班です。ですから、7軒ができたかできないか。1軒でできるというのはそんなに広い庭でなかったもので、私たちが行ったところは。できたのですけれども、広いともう一日ではできないということでしたね。

そういうふうには人海戦術でまさにマンパワーの数で、人手の数でやっていかないと、とてもではないけれども、住めるのだけれども、手でさわらないでくれというくらいですから、住むことができない。気をつけて住まなければならぬという状況なのですね。これ、一刻も早くこの泥の除去活動というのをしていけないといけないなというのを強く感じたのです。ですので、ぜひ町としても町民に呼びかけてやってほしいというふうに思うのです。かなり女性も多かったですよ。大変な仕事ですけれども、女性も一生懸命やっている、ボランティアに参加している状況なのですね。被災をされているんなものが流されて、財産が流れて、その私たちが行ったところもご主人が亡くなったということなのですから、そういう家族が亡くなったりして本当に精神的にも参っていると思うのですけれども、そういうところをやっぱり我々同胞としてやっぱり助けに行くということが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

もう少し全町民に呼びかけて、余り長い期間、きのうの話だと長い期間と

言ったけれども、大変な仕事ですから、そんなに長い期間でなくていいですよ。本当に3日ぐらいの期間でもし行ければ、2日でもいいですよ。できれば。行ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お話をいただいたご趣旨はよくわかります。そして、実際に体験されてこられたということで特に実感されているということで、そのことはよく私のほうも理解できるところでございます。職員にももちろんボランティア休暇、先ほど申し上げましたように5日間から7日間と2日間ふやすわけでございますけれども、そういったこともございますので、これから夏休み等、それも含めましてその辺のところは職員のほうにも周知をしてみたいと思いますし、広報等を通じまして町民の方にもそういったアピールをしていかななくてはいけないというふうに思います。

この震災に対するボランティア休暇につきましては、ゴールデンウィーク期間中は8万人の方がそこにボランティアに行かれたそうでございます。今までで延べ30万人の方が行かれているというような状況だということは承知しております。そういったことも頭に入れながら今後町として町民の皆さんにはそういう形で広報しながら、職員にはなるべく参加しやすい環境もある程度整ったということもございますので、話をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 前向きだというふうにとらえていいのかと思うと、どうもそうなのかなって思うのですよ。

ちょっと町長に伺いたいのですが、この嵐山町も深谷断層の上にある町ですよ。これがいつずれて大きな地震を発生させて被災するかわからないわけですよ。被災すればまさに全国からボランティアに来てもらうような状況になると思うのですよ。そうですよね。そうして町が復旧・復興していくということで、次は嵐山町だという考えを持って私たちにボランティアが来ていただく。その考えが私は基本的に必要だと思うのですよね。そういうことだからどこへでも行って、職員と町民と一緒に行って何でもしますよということが必要だと思うのですよね。

先ほど申しましたように一日7軒しか、多分7軒できなかったと思うのですよ、私どもの歩みの会では、畳を上げて下にたまったのをこう出していましたからね。多分そこは一日ではとてもではないけれども、終わらなかったと思います。私のところは、その畳のところはもう終わっていましたので、庭の泥かきだけで済みましたからね、終わったわけなのですが。

本当に人手が必要な状況です。きのうNHKのラジオで、これ宮城でしたか、ゴールデンウイークのときには一日500人来ていただいたのだが、今200人程度だという、200人切っていたのかな。本当にボランティアが必要

ですということを話していたのです。

次は嵐山町だということを基本に、だから被災されたところへはどこへでも行って、行くのだということをお感じいただきたいと思うのですね。できるだけ早く町としても、そういうのを呼びかけをしたいというふうにしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 実際経験をされたこの話を聞かせていただいて、テレビ、新聞で見るだけではなくて、ああやっぱりそうなのかというのを実感するわけですが、おっしゃるとおりだと思うのです。

それで、嵐山町でもそういうことを積極的に広報なりなんなりしたほうがいいのではないかと、働きかけをしたらいいのではないかとということですが、毎日毎日流されるテレビでも思いは人に伝わらないのだと、思いやりというのは人から見えるとかいろんなことを言われていて、やっぱりそういう国を挙げて今議員さんおっしゃるようなことに取り組んでいるわけですね。嵐山町でも行ってきている人たち、それから思いがあって行けないけれども、気持ちだけはということで義援金等をいただく人たち、いろんな形でその思いをあらわしている人、そして思いやりまでこういっている人。いろいろこうあると思うのですが、この先に嵐山町でどういう形でやったらいいのか。思いついて、気持ちはよくわかるのですが、これだけマスコミでもこう取り上げられて

いて、それで私たちを取り巻く近所の人というか、そういう中でも実際行って
いらっしゃる、行ってくれている人たちがいる中で、改めてどういうあれをや
ったらいいいのか。今までのやっている広報みたいな形のものほかにどうい
うふうにしたらいいいのか、議員さんから逆に提言があれば町としてもあれか
な。思いはよくわかるのですけれども、実際この先どうやったらいのかと
いうのは非常に厳しい、難しいところです。

それで、今答弁にもありましたが、県からもありますし、そういう中でうち
のほうも行ってくれるという自主的に手を挙げてくれた職員もいて、それを、
届けをしているわけですけれども、なかなかそのところの要請が来ない。
それで、市町村同士で話をしてください。それで、どういうことならできるとか、
できないとか、こういうことをやってもらいたいとか、やれるとかいうことをお
互いに話し合ってくださいということを言われているのですが、なかなかマッ
チングができないというような状況なのですね。

ですから、この先どういうふうにしたらいのかな。うちのせがれなんか
も行っていますので、話はこう聞くのですけれども、なかなかどういう形で、
どういうふうに働きかけをするのかというのがちょっとこう難しいのですけれ
ども。教えてください。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 社協を通じて私は十分相手が望むことができると
思うのですよね。我々も陸前高田、釜石、大槌、この3つのところが遠野の

社協でやるのですよね。地元ではもうできませんからね。遠野の社協があつちに行ってくださいということで、仕事はこういうことですよというようなことを。

これはだから、恐らく被災地では全部できているはずですよ。ですから、社協と連絡をとって、また夏場というのはある程度またふえるのかなと、学生などが夏休みに入りますので。大変な時期ですけども、ふえるのかなとは思いますが。問題は、その前ですよ、その後ですよ。夏休みを挟んだその前と後、どれだけ行けるか。これは、あの状況を見たら、とても1カ月や2カ月で済む問題ではないなって思ったのですけれども。思ったので、ぜひそういう社協と連絡をとり合って、それで行くようにしていただきたいと思うのです。

町長は、常にこのボランティア精神というものを強調してきたわけですよ。私たちにもそうですし、嵐山町民にもそうですしね。今、共助ということも強く今言われているわけですよ。町民ではないから共助しないのだなんていう、今の言葉からはそんなことはみじんも感じられないので、どうしたらいいのかという、今までしたことのないものをするわけですから悩むというのはわかるのですけれども、その点はそういうことを、向こうと連絡をしてやっていっていただきたいと思うのです。

ちょっとわかりづらいですか。具体的でない。もう少し具体的でないとういう提案をしていい、お答えしていいのかわからないですか。

○藤野幹男議長 要望。要望ではなくて。では、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 思いもわかるし、どういうことなのだというのもわかるのですけれども、それで私がちょっと難しいと思っているのは、もう自分でボランティアにちょっとやろうと、義援金をあれしようという人はそういうことを、あるいは自分の体で汗をかいて応援しようという思いの人というのは、もう行ってくれていると思うのですね。ですから、そういう人たちのほかにさらにお願いをするわけですから、今までの広報を通じてやったりなんかしていたものを同じように続けてこれからもいってまいりますけれども、それを改めてまたどうということだということになると違った形を議員さんはおっしゃっているのではないかと思うので、そういうふうなことをご指導いただければなというふうにすると思うのですけれども。やろうとしている人というのはもう行っていると思うのですよ、やっているのですよ。ですから、そのほかにどうしたらいいのか。それで、今まで流していることというのは同じようにこれからも流していきますし、それをその上にどういうふうにしたらいいのかって。そのところなのですね。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういう点では、では行っている人は行っているのではないかと。何かそれはつかんでいますか。何人か行っているのだということ。

それと、町民への広報は何かしているのかどうか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。ボランティアの関係ですけれども、先ほど町長の息子さんも行かれたと。私の息子も行っております。そういうことで、息子の友達ということで何人か一緒に行ったわけですけれども、そういったつながりでボランティアを志して現地にもう行ける人は行っているというふうに私のほうは思っております。

ですから、行きたいけれども、行き方がわからない、あるいはどこを通じで行けばいいのかわからない。そういった方に対して町としては、こういう方法なら行けますよ、こういう問い合わせをしていただければお答えできますよ。そういうお知らせをするのが大事かなというふうに思っております。そのためにも、だから広報はしていかななくてはいけないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ですから、広報はというふうになっているのか具体的に。嵐山町の広報にというふうな形で載せたのだとか、ホームページにというふうな形で載せているのだと、そういうのがあったら伺いたいのですけれども。

○藤野幹男議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 具体的に多分広報は載せてはいないと思います。

今後今申し上げたような、自分はボランティアに行きたいけれども、行き方と

どうか、方法がよくわからない。そういった人たちのために広報、あるいはホームページ上で支援と申しますか、応援をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 広報していないのですよ。ホームページにも載せていない。嵐山町の広報にも載せていないということですからね。

これでは、行きたいという気持ちがあってもなかなかこう行けるものではないですよ。それは、そんなものですよ。私だって不安感じて、どういうところに寝るのだろうか、食事はどうなるのだろうか、現地であるのだろうかとかいう、そういう不安を持っていたのですから。屋根があるだけだというふうな思いで、お考えで来てくれということだったので、寝袋を持って行ったりしたのですけれども。実際ちょっと共産党のほうの事務所で泊まることができたから、私どもは布団の中で眠れましたけれども、多くの方は遠野の社協の体育館、社協が体育館を持っているのではないでしょうけれども、体育館に皆寝たのだということですよ。ことなのですね。ちょっとついでお話ししますと、被災者の気持ちがわかるなんて、体育館で寝ると、いうこともお話ししてましてね。夜中トイレなんかで静かに行くのですけれども、どうしても音が出てしまって「静かにしろ」という声が出てくるのですって。やっぱり被災者というのは、初めは何も敷いていないところで泊まるような状況ですから、同じよ

うな状況なのだろうなというふうに思ったのですけれども。

そういう不安はあるわけですよ。だから、その不安があつたら、気持ちがあってもなかなか私は行けないものだというふうに思うのですね。その点で、寝袋の用意、着がえ、洗面の用意だけはしてくれと。食事は現地で買えるから購入してくれというようなことは言わないといけないと思うのです。だから、そういうものを発信して、期日を7月の例えば何日から何日まで皆さん一緒に行きましょうということをやっているってほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 実際現地に行かれて、そしてほかからも来ている人と一緒に活動をされているわけですので、議員さんのいろんな経験と、そして今回の場合に関する知識とまたご指導いただく中で、嵐山町ではどういう形のそういう広報をしていったらいいのか教わりながらやっていきたいというふうに思いますけれども、これから長い闘いがあるわけですので、それらについてご指導いただく中で、このほうがいいのではないかというようなことがあれば、そういうことをやっていきたい。

それで、現に嵐山の社協でもお問い合わせがある人については、嵐山町の社協、日赤を通じてのいろんな情報ですけれども、そういうようなことを流したり、それと向こうに行って活動をされると言われた方にはそのボランティア保険をこちらで入ったりとかいうようなことは現在もやっておりますけれ

ども、さらにこれからどういうことができるのかご指導いただく中で、嵐山町でも積極的な広報というか、そういうものがとれればやっていきたいというふうに思っていますので、ぜひご指導をいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それでは、ぜひ具体的にご検討いただきたいというふうに思います。

続きまして、避難所の充実の件なのですが、今もちょっとお話ししましたけれども、命は助かりながら避難所で亡くなるという方が、これNHKが5月の中旬ころ放送したのですけれども、宮城で347人、これ地震の後ですよ。避難所の中で、避難所だけではないでしょうけれども、347人、福島で123人、岩手で54人、合わせて524の方が亡くなっているのですね。地震や津波で命は助かったのですけれども、その後亡くなっているわけなのです。

どういう症状が今回の場合あったかという、心筋梗塞などの循環器系、肺炎などの呼吸器系が62%だということなのですね。ほかいろいろありますけれども、ほかいろいろあります。それから、疲労やストレスによる免疫力が低下することによって病気には弱くなってくるということもあるということなのです。低体温症で今循環器系、呼吸器系、それと免疫力の低下、こういうものが低体温症と一緒にこう出てくるのです。低体温症になることによって出てくるのだということなのですね。

そうすると、私が質問したのは、嵐山町が被災した場合、今何も無い状

況の中で体育館に入るような状況になると思うのですよね。地震では助かって避難所で亡くなってしまったのでは、これは何にもなりませんので、やはりストーブというものが必要だというふうに思うのです。夏場はどうするのだと言われると、私も夏場はそれこそ地震直後だと、大きな地震だともう電気も来ませんので、エアコンはおろか扇風機も回りませんので大変難しい問題になるわけですが、少なくとも冬場起きた場合にはストーブの設置が必要だと思うわけです。

それと、プライバシーに関しても、ストレスによる免疫力の低下とありますが、非常にストレスがたまるということのようなのです。最初の段階はしようがないですよ。ある程度、数日落ちついて、落ちついたらプライバシーも保護できるようなものを設置していくことが必要だと思うのですが、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。今、議員さんがお話しございましたとおり、今回の本当に大震災につきましては、まことに津波による被害、本当に避難所として指定されているところ自体がすべて流出をしてしまった。あるいは本部となるべき市庁舎等もその機能を果たせなくなってしまったというような、まことに異常な事態になったわけでございます。

そこで、避難所についてのお尋ねでございます。避難所の設置についま

して、防災計画上はどのような形で、手続で避難所を設置していくかということとでございますが、まず嵐山町では防災計画上避難所の指定施設という形で50カ所今指定をしております。そして、この収容人数といたしますと約7,400人、全部に入る、指定をしたところが避難所になればそのくらいの収容人数があるという計画でございます。

ただ、実際に災害が起こった場合にはどのような形で指定をしていくかということになりますと、その避難の状況、災害の状況です。状況によってその避難者の数、そういったものと地域的な問題、そういったある一定の地域に偏っていたりとか、あるいは全域になっていたりとというような状況によって、その指定施設から避難所を選定いたしまして具体的にどこの施設を避難所にするかということを決めていくというような形になります。そして、当然のことながら、この指定する施設の中には協定をいただいております女性教育会館ですとか嵐山史跡の博物館ですとか、あるいは嵐山郷ですとかそういったところも入ってございます。それと、町が持っている施設。その中で被災状況に応じて今議員さんがおっしゃられましたように、基本的にはまず避難所を設定する条件がございます。その中で、一定のそういった気象条件、冬である、夏である、そういった中でどういった施設を指定するのが一番避難者にとっていいのか、プライバシーが守れるのか。そういった施設条件を考えた上でまずは指定をしていくというのが前提条件になってまいります。

それから、もう一点は、今回未曾有の大災害ということで先ほどから、議

員さんからのお話がありましたように、本当に冬の寒い時期でございまして、避難所として指定されたところが体育館だとか、非常にプライバシーの保護だとか冷暖房、そういったものもないという施設を指定せざるを得なかったという条件もあると思います。しかしながら、現実としてやはりストーブ等が不足した、燃料が不足した、要するに電気が来なかったという条件が重なったということでこれも非常事態になったわけございまして、埼玉県におきましてもこのものを受けまして備蓄品についても見直しをするというような形になっております。嵐山町におきましても実際例えば体育館に避難所を設定した場合にはそのプライバシーを保護するような、そういったような間仕切りですとか、そういったものは今備蓄品としては持っておりません。そういったことで、そういったことも考えながら県の備蓄品の今後の見直しの計画。というのは、嵐山町が被災した場合、嵐山町ですべてを対応するということは当然できませんので、その辺県がどの程度、今度のストーブですとかそういったものも災害時に備えて配慮するのか、その辺もよく注目しながら備蓄品等についても町でも見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 県の動向といいますか、それではぜひ県に意見を上げる機会があるのでしたら積極的に上げていってほしいと思うのです。いかがですか、町長。余り約束できませんか。

○藤野幹男議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 すみません。私のほうから、今度県の防災計画の見直しに関しましては、一応の方針としまして市町村等の意見も聞くような機会を設けるような話も聞いております。そういった中で、改めてそういった機会があればぜひ要望させていただきたいというように考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) では、続いて、15%節電の件であります。町施設については、町施設というか、この庁舎につきましてはグリーンカーテンを設置していくということであるわけですね。加えて扇風機も不足分を購入して使用していきたいということでもあります。

町施設として書いたのですけれども、ほかの施設については、この15%、その前に15%節電、町長はこれ何としてもやるつもりはありますよね。ちょっと先に確認をしておきたいと思うのですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町の場合には、契約電力がこの庁舎の場合には494キロワットとか聞いています。そして、それがその15%を協力してくださいという状況だというのは理解しております。そういう中で、3月11日にこういうことになりまして計画停電の実施を行った中で、3月の嵐山町の使用電力が13.5%減だったのですね、3月は。というのは3月11日以降だったですから、それが13.5%減。それで4月、5月というのはそれを大幅にクリア

をして、15%を大きく超えてきております。

そういう中で、15 を超えたからいいというものではないわけですので、そういう中で節電の先頭を町がとらなければいけないわけですので、いろんな答弁をさせていただいているような状況に取り組んでいるということでございます。

これからもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、学校は15%節電についてどのような取り組みをしいこうとしているのか伺ひたいと思ひます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えします。学校につきましては、不要な照明の消灯。また、職員室、保健室、図書室、そしてコンピューター室等のクーラーがござひますけれども、それを設定温度を28度というこゝで対応していきたく思ひております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで15%節電ができるわけなのですか。

○藤野幹男議長 内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 学校につきましては各教室にはございませんので、そのくらいしか節電する方法がないかと思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 15%節電を、そうするとできないということになるわけですよね。では、それでやるだけやったのかなって思うと、どうもそうも思えないわけですね。前に志賀小でグリーンカーテンをやったときに枯れてしまったということなのですが、あれは原因は何だったのでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 何回か続けて川口さんのほうからそういう環境問題も含めてグリーンカーテンと、それから芝生化ということ、それは七郷小の芝生をやって成果は非常に子供たちに評判はいいです。でも、手入れは大変です。

グリーンカーテンも今の幼稚園長、奥田先生が講師さんのときお願いしたのですよ。プランターでやったのですよ。真夏ですから子供たちも先生方も学校に余り来ていない状況の中で、やっぱりプランターだとだめですね。ほかの学校も全部試したのですよ。ところが、学校によっては教室の前に樹影するあれもないのですよね、場所が。だから、ほとんど挑戦をしてみました。

今 15%節電の話がありましたけれども、学校というのは決められたことを決められた時間にやるわけですから今お話したような努力はするという

ことと、ちょうど7月21日から8月31日まで42日間、一番暑いときに学校休みになるのですね。ですから、おのずからそういうことでは節電にはなっ
てくるのでしょうかけれども、できるだけ教育活動に支障のない範囲で、とにかく
子供に余り負担のかからない、でもできる努力はするということで目標に
向かっては頑張りたいと思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 子供に負荷をかけるようなことを私も望んではいな
いのですけれども。

学校もやっぱりグリーンカーテンをしていていただきたいと思うのです
ね。なかなか先生方だけだと、これ難しいというのはよくわかりました。そう
すると、この辺の水くれの学校応援団というものができればいいわけですよ
ね。その辺は今まで話をしてきたこと、経緯はあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 学校応援団についてはいろんな学校で環境応援団と
いうことで、さっきの芝の話ではないですけれども、あと植木の剪定であると
か校舎の草刈りとかやっていただいております。菅谷中学校は、学校農園、
あれだとか、いろいろ環境だとかそういうものでやっていただいておりますけ
れども、今お話しいただいた新たな課題として応援をしていただける学校応
援団であれば、それは学校のほうからお願いできれば、僕たちは協力して
いただけると思います。それは働きかけてみます。

ゴーヤなんかは、ゴーヤだとかアサガオをやってみたのですけれども、ゴーヤは毎日とにかくプランターで水をやらなければだめですね。私の家でももう何年前からやっているのですけれども、今年は苗だけでも4倍ぐらい高いのですよ。ゴーヤが一気に。そういうものの負担だとか、あるいは菅谷小学校でやってもらったとき町のほうから援助しまして堆肥でやるとか腐葉土だとか、そういうものも援助してやってみたのですけれども、やっぱりなかなか難しかったです。でも、どういうふうにできるかというのは、施設設備の面だとか環境だとか学校によって違いますけれども、学校に話してチャレンジはしてみる価値はあろうかというふうに思います。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ぜひ実現するようにしていただきたいと思えます。

それから、各施設もグリーンカーテンを設置するようにしていただきたいと思えます。担当課長のほうによろしくお願ひしたいと思えます。

それから、各家庭へのグリーンカーテンの指導ですけれども、ちょっと今年は無理だということであるわけですか。何ですか。ぎりぎり何とか間に合うのではないかなと思うのですが、ちょっと先に答弁をお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○**簾藤賢治環境農政課長** お答え申し上げます。ぎりぎり間に合う。今すぐ周知できた場合、まだ苗等はできるかと思えますけれども、このお話をいただいたときに、まず最初に広報で周知できないかと考えたところ、もう7月号は締め切ったという状況の中でございました。それで、8月号に掲載した場合、これはもう何を言っているのだと逆に怒られるかなという懸念がございまして、こういった答弁をさせていただいたわけですが、環境課の考え方とすると、頭の中には節電はもちろんそうなのですが、CO₂の削減というのがかなり頭にありまして、今後ご審議いただく基本条例なんかの中で位置づけられたらいいかなということです。ずっと考えていたのですが、こういう事態になりましてある意味節電という状況になったわけですが、6月、広報的にはそういった期間的な問題が1つあったということでございます。

なるべく今後とも節電のモデルというか、例を広報紙等に掲載をされていけたらいいかなと、このように考えております。

以上でございます。

○**藤野幹男議長** 川口浩史議員。

○**9番(川口浩史議員)** そうですか。ちょっとできるだけの努力をお願いしたいと思うのですね。

この嵐山町全体で今年の電気が15%削減されたかというものをしっかりこう見ていく必要があると思うのですよ。それを生かして来年度にまたどうい

うことをやっていったらいいかをやってほしいと思うのですが、東電に嵐山町全体の電気量、昨年と今年のをぜひ聞いてやっていていただきたいと思うのですが、いいですか。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えいたします。働きかけのほうはしていきたいと思っておりますけれども、何か新聞報道によりますと請求書に前年同月のを参考に入れるというような情報もちょっと得ているのですけれども、それが果たしてどこまで実際に行われるのかということも見ながら、またもしそういうことであれば各家庭の中での15%、何%削減できたかというのは確認できると思っておりますけれども、それとは別に東電で嵐山町の電力が前月、前年同月のものと比較できるかどうか、それも含めてちょっと問い合わせをしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて農作物への放射線量についてなのですが、県内の野菜等については13回、原乳については9回、水産物については1回調査して基準値、規制値を下回っていたということではありますが、嵐山町は野菜は検査はしていませんよね。ちょっと伺いたたいと思ひます。

○藤野幹男議長 簾藤環境農政課長。

○**簾藤賢治環境農政課長** お答えいたします。嵐山町の野菜ですよね。嵐山町は野菜自体はちょっとやっていないかと思えます。失礼いたしました。そういうような状態だと思えます。

○**藤野幹男議長** 川口浩史議員。

○**9番(川口浩史議員)** それで、きのうも青柳議員さんから足柄茶のことがちょっとお話が出ましたけれども、足柄茶が基準値を、規制値を超えたということでしたよね。埼玉県でも熊谷と東秩父の牧草が規制値を超えたということであったわけですね。

また足柄茶に戻るのですが、この足柄茶のこういう規制値を超えたというところで狭山茶の関係を県は調べたと思うのですが、規制値は幾つで、検出された結果、幾つだったのかちょっとお答えいただきたいと思えます。

○**藤野幹男議長** 簾藤環境農政課長。

○**簾藤賢治環境農政課長** お答えいたします。5月13日に県が入間市、所沢市、狭山市から生茶葉を検査してございます。これは1キロ当たりで検出された数値ということでございますけれども、放射線ヨウ素については検出されなかったということでございます。また、放射性セシウムにつきましては入間市で468.8ベクレル、所沢市で342.4ベクレル、狭山市で258.3ベクレル。なお、暫定基準値につきましては500ベクレルというような結果だったみたいです。

それから、飲料茶につきましても13日に同時に検査したわけですがけれど

も、放射性ヨウ素並びに放射性セシウムは検出されておらなかったということでございます。

なお、お茶につきましては、今消費者庁の中で荒茶の基準だとか、煎茶の基準だとか、何か大分また変わってくるような話も聞いておりまして、今お話ししたのは以前の基準というか、そういった内容でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 以前の基準とはいえ、入間市で1キログラム当たり468.8ベクレル出ているわけですね。規制値が500ベクレル、足柄茶は幾つ出ていたかという、多いほうが570ベクレルなのですね。入間より100ベクレル多いだけという状況ですよ。入間市で出たセシウムが500ベクレルぎりぎりのところですよ、468.8ベクレルですからね。

決して私は無理に風評被害をつくろうなんて思っていないので、ただやっぱり安全な農作物をみんなに食すための点でこの点をちょっと質問項目に挙げたのですけれども。つまり入間でこれだけ多いわけですから、この嵐山町だってかなりの量が恐らくおりにいると思うのです。おりにいないかもしれません。

福島事故が起きて30キロで心円でこうやりましたけれども、それではだめだと。飯館村などいわゆるホットスポットと言われる部分があるわけですね。距離から離れているのだけれども、気流の関係、土地の形状の関係

で高いところがあるということが、もう前からわかっていたわけなのですが、それを取り入れてここも避難してくださいというふうになってきたわけですね。そうすると、やっぱりこのホットスポットというのは嵐山町でも私は恐らくあるのではないかと、気流の関係と土地の形状の関係で。入間で468.8ベクレルぎりぎりだったけれども、嵐山ではそれを超えている可能性もあるのではないかと。下回っていればもちろんいいわけですが、あるのではないかとというふうなことを私は危惧せざるを得ないのですよね。そういう点で、嵐山町の野菜をぜひ検査していくことが必要だと思うのです。

しかも、きのう6キロメッシュで学校の場合こうやるのだというお話でしたが、もう少しきめ細かいメッシュで、網目状でやっていていただきたいと思うのです。

嵐山町、町内全域でとれた野菜の放射線を検査していただきたいと思うのですが、町長に伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 安全が第一ですので、すべて安全な状況がどういうところなのかというのは、これは確認をする必要があると思うのですね。そういう中であって今、教育委員会のほうからも話がありましたようにいろんなことが行われます。校庭がどうだ、プールがどうだ、それから嵐山町で今行っております飲料水はどうだ、そして空気はどうだということ。そして、周りのとこ

ろでも今お話しのようにあちこちのところで野菜の検査も県で行っております。

そのような状況をこう見て、嵐山町もこれはやるべきだというような状況が、変化が出てきたときにはやっていく必要があると思うのですけれども、現状では県でいろんなところをとってやっているわけでありまして、そういう情報は嵐山町に入って、玄関のフロアに出させていただいておりますけれども、それらの変化が起きたときには早く対応していきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 気流の関係、そしてそれは土地の形状の関係、山があつたりなかつたりと違って。放射能がたまる場所とたまらない場所とがあるわけですね。今、県が行っているものがどういうところでやっているのかわかりませんが、同じ場所というのはないわけですね。同じ気流で、同じ形状でという場所は、埼玉県見たって、日本中見たってそういうのはないわけですね。ですので、ここは高いという部分が説としてあるわけ。実際福島なんかも、飯館村などこう30キロを超えても高いところというのはあるわけですから、入間ではぎりぎりのところ、規制値ぎりぎりのところまであるわけですから、私はやってほしいと思うのですが、今の答弁で余りやるつもりがありませんので、ぜひご検討いただきたいということでとどめたいと思います。

○藤野幹男議長 この際暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分からいたします。

休 憩 午後 零時04分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。川口浩史議員の質問事項2、平沢区画整理についてからです。

川口浩史議員どうぞ。

○9番(川口浩史議員) では、続いて平沢区画整理について伺いたいと思います。

現時点での中間総括というのが言葉としてあるのかどうか分かりませんが、そういう意味合いで今回伺うことにしました。

まず初めに、完成年度はいつなのか伺いたいと思います。

2点目として、当初予算と終了時の予算は幾らでしょうか。

3番目、計画人口と現在の人口は何人でしょうか。

4番目に、保留地は売却できる見込みがあるでしょうか。伺います。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。

まず、完成年度はいつかということでございますけれども、平成 23 年度がまちづくり交付金の最終年度でございます。主要な事業は今年度中に完成をさせる予定と、ただ、若干雑工事等が残ってくるのかなというふうに思っております。

その後、仕事が終わりますと、街区だとか画地の測量を再度行くと、そして、出来形の確認測量を行って換地計画がつくられます。その換地計画に基づいて換地処分。今これが平成 27 年度の予定になっております。換地処分が平成 27 年度。

そして、清算の事務として3年間ほど今予定をしておりますので、現在の清算が終わりますと解散をするということで、その予定年度が平成 30 年というふうな予定になっております。

当初予算との関係でございますけれども、当初は総事業費が 35 億円でございました。現在の今最終的な事業計画の変更に基づく総事業費は 62 億 6,000 万円です。そして、計画人口の関係ですけれども、計画人口についてはヘクタール当たり 80 人ということで、2,700 人が想定をされております。

区画整理をやる前に何人おられたかということですが、476 人でございまして、現在は 947 人というふうになってございまして、したがって、区画整理をやる前から約倍ぐらいになっていると。ただ、計画人口からまだまだかなり低いということでございます。

そして、保留地は売却できるかということでございますけれども、平成 22 年度末で残りが 7,580 平米ほど残ってございます。保留地がすべて完売をしないと、組合の清算とかというのはできません。したがって、いろいろの手だてをとりながら保留地についてはすべて完売をせざるを得ないというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。

それでは、ご質問ですが、その前のはまたおいおい質問をしていきますが、保留地が今 7,580 平米だということで、金額的にはどのくらいになるのでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 3億 1,600 万円を予定しております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これが売れなければ事業としては終了しないのだということであったわけですが、問題は、これは清算の関係ですから平成 27 年までに売れるかということです。現実にはかなり厳しいのかなと、こういう見方をせざるを得ないのですけれども、27 年までに仮に残ってしまった場合にはどういう措置が考えられるのでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 現地をごらんになっておわかりかと思うのですが、民間の分譲もされているところもございます。私どもも早々家が建つのかなと最初は思っていたのですが、今見ますと、ほとんど分譲が完成されております。

したがって、造成工事が終わって、保留地として処分をする段階になれば、それなりに売れるところというのは出てくるのかなと。ただ、当然値段の問題になってまいります。今までも何回かの事業計画の変更によって保留地の処分金の平均平米当たり単価というのがかなり下がってきております。したがって、一つの方法とすれば、売れる値段にすると、これはゼロにはなりません。

したがって、不動産の鑑定をして保留地の処分単価というのは決めていくわけでございまして、一つにはその単価をいかにして売るかと。

それと、先ほども申しあげましたけれども、宅地化を進めるのに何か手だてはないかと。そうすると、保留地が処分ができて、そこに家ができてお住まいになっていただければいいわけございまして、町として何か優遇措置だとかいうバックアップというのですか、そういうものも一つの方法かなというふうに思っております。

いずれにしても27年度換地処分までには保留地に片をつけなければいけないということでございまして、あらゆる手だてというものを組合と相談しながらやっていくような形になってくるのかなというふうに基本的には思っ

ております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、売れる値段にするということは、事業費との差が出てくるわけです。その差というのは町で持ちましょうということに、単純に言うともそういうことになるのでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 当然組合の事業ですから、組合ができるだけ費用をかけないというものがあって、それに基づいてなお不足するということになれば、昨日もお答え申し上げましたように、町がそれなりのお金を出していかざるを得ないのかなというふうには基本的に思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 5番目の借入金の残額が9億4,800万円だということで、これはきのう渋谷議員の答弁でお答えがあったわけです。このときに、返済不能分は、今お答えになりましたけれども、町で持つのだと、これが2億円だということでお話があったわけですが、この経緯、どんな経緯で2億円が残ってしまったのか。ちょっとご説明いただきたいと思うのですが。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 きのうも申し上げましたけれども、現在残っている借入金の残高というのは9億4,800万ということです。そのうち国からの無利子

貸付金等を除いて、きのうお答えしましたように、そのほかの残りが5億9,000万ほどあると。そして、きのう保留地が3億円ちょっとで売れば残りが2億円台というふうにお答えをしたわけでございます。

したがって、当然組合の事業というのは、国・県・町の補助金以外は保留地の処分金が収入です。それ以外お金が入ってくることはございません。したがって、区画整理を始めたころの土地の値段、これらを考えていったときに、その後の社会情勢の変化によって保留地の処分金というのがかなり下がってしまったということが一番大きな原因かなと思っております。

区画整理を始めるころの1平米当たりの単価というのが、最初想定をされておりましたのが平米当たり7万4,000円ぐらいです。整理前の宅地の評価ということですが、これは宅地化がされての評価ですけれども、そのときの保留地の処分金が平米当たり10万3,000円ぐらいでございました。それで当初スタートをしたわけですけれども、現在は保留地の処分の平均単価というのが6万円台になっております。

したがって、そういうのが一番大きな原因になって資金が不足をしてきているというのが実態かなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 区画整理をする場合、網をかけてやるわけですけれども、私、10年くらい前ですか、消防署の裏の部分について、幾ら何でもあそこは当時の嵐山町に人口が集中している状況ではないのだからやるべ

きではないということを質問をしたことがあるのですが、覚えていますか。結果として、そういう過大な面積をやってしまったということが一つにこういう結果からしてあるというふうに言えるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それは、先ほど申し上げましたように、組合の施行ということでございまして、どこまでの範囲を入れて組合を設立するかと。一つには、いわゆる公共物と申しますか、道路だとか水路で区切られている部分というものを中心に地区界というのを決めていくというふうなことでございます。

したがって、当時は当然宅地化がどんどん、どんどん進んでいく時代でございましたので、今おっしゃられたようなエリアも含めて計画をしていってそんなに問題ではないのではないかなというふうに結論づけてあの地区界が決まったということでございます。全体では約 34.3 ヘクタールほどございますけれども、当時は当時でそれなりの理由があって、あそこまで含んで事業化がされたということです。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 組合がそうやってやった組合施行ですから、それは私もわかります。でも、結果的に最終的な責任が町に来るわけでしょう。来ることを予想して、これだけ支出をしようと。保留地ももう既に町で負担しよう、借入金の残額も負担しようということを考えているわけです。それは組

合がやったのだからということで責任をそっちに持っていっただけで済むのかなと私は思うのです。

当面2億も町から出すと、保留地の残をまた出すということになるわけです。何の責任もなくてこういうことをやったのではまずいなと私は思うのですけれども、副町長は当時課長でしたから、別に責任が大きくあったというふうには私も思いませんが、でも結果としてこういうことになったら何らかの責任をとるといえるのは必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今おっしゃるように自分が担当で進めた事業です。当時地元でどういうお話をさせたかと申しますと、駅東の区画整理がほぼ先が見えて、次の課題は何かと、そうすると、都市計画道路の平沢川島線を254のバイパスまでつなげると、これが最大の事業であるというふうに町も考えたわけでございまして、それにはただいま事業化がされておるところをどういふふうに事業を進めたいかというふうなことが発端でございまして。

そういうことで地元のほうに説明を申し上げまして、いろいろご意見を伺ったと。その時の話ですけれども、町がやればいいのかと、いわゆる町が町施行でやればいいのかというものがかなり意見がございました。

ただ、当時、駅東もそうですけれども、嵐山町とすれば、組合区画整理で

事業をやっておりますから、組合区画整理は組合区画整理のまたいいところもあるわけなのです。行政団体施行になれば、それはそれでまた難しい面もあって、そういうようなことで町も全面的にバックアップしていくから、ぜひ組合整理でやっていただきたいというようなことが発端です。

そして、いろいろ調整をして、一時は途中でストップになりました。その後、実際に住んでおられる、特に小規模宅地を中心にして、いろいろ「こういうことをしていったらどうか」だとか、「ああいうことをしていったらどうか」だとか、いろいろな一つの提案をしながら最終的には9割以上の方が賛成をして事業はスタートしたというふうなことでございます。したがって、今結果がどうだというのは、私とすれば、当時は当時でベストの方向で事業を進めてきたというふうに思っています。

したがって、先ほども申し上げましたように、最大の原因は社会情勢の変化だと、そういう見通しが甘かったと言われれば、それは甘んじて受けざるを得ません。ただ、それは日本全国どこへ行ってもそういうことでございまして、非常に全国的に区画整理というのが非常な困難に陥っているということでございまして、途中で頓挫した組合施行というのはかなりあります。

ただ、現在を見ていただきますと、やはり嵐山の平沢の区画整理をやったことによっての一つの事業効果と申しますか、それは他の市町村の方からもよく伺いますけれども、嵐山は随分発展をしたねというふうなお話も伺っております。

昨日も渋谷議員にお答えしましたけれども、税収もそれなりの税収が今も入っておりますけれども、今後はそういうものがある程度ずっと固定資産税等で入ってくるというふうなことを考えていきますと、一日も早く組合の皆様のご協力を得て、とりあえずハード事業、やれ道路だとか建物の移転をまず完成させるというのが今のことでございまして、その後、最終的なお金の清算をどうしていくかというのは、それは組合にも、「こういうことがどうだ」とかいうものを申し上げながら、最終的には町がやはり責任を持って決まりをつけていくというのが今の一つの課題かなというふうに基本的には思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私も全部が悪いとは思っていません。税収が伸びたということで、そういう点では評価をいたしているところなのです。ただ、結果を見てどうだったかというのは、まだ中間ですから、結果という見方をすると間違いですけれども、現時点で見て、町からの支出が、しかも少ない金額ではないわけです。最低2億、そして保留地も恐らく町から負担せざるを得ないと思うのです。この分も。これが幾らになるかわかりません。これも相当な金額になっていくと思います。そういうことが予測されるわけですから、やっぱり成功だったと、では町からの支出は何なのだということになるわけですので、やっぱりこの事業の見方というのはきちんとして私は見ていただきたいと思うのです。

残念ながら今、町のトップにいますので、こういう支出をする以上は、私は責任をとっていかないと町民は納得はしないと、そう思うのです。どうですか、これ町長のほうがいいですか。私の考えが間違っているのだったら反論をしていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんに対して今、副町長のほうから答弁をさせていただきました。片方の部分というのは、これで借入金で幾らという話で、幾らというのは出てくるわけです。

しかし、この事業をやってメリットの分という中には、今もありましたけれども、あそこの 254 のバイパス沿いにああいう商業施設ができて、そして近隣のところからどういうふうに見られているかと言えは嵐山は、今も話があったように、「嵐山は発展したね」、それで近隣の首長さんなんかからは、「うちのほうから買い物はみんなそっち行っちゃう」というような話ですとか。そして、今こういう時代に一番動いている車というのは救急車です。救急車もそうだし、消防車もそうですけれども、ああいう車があそこのところに陣取りができたというのは、これはちょっとお金では計算ができないことだと思うのです。今までの例えば1-1があるようなところにもしあったとしたら、どれだけ使い勝手が悪いか、そういうようなこと。

それから、都市計道路があれだけ車が通る、しかも傷みが激しい。激しいということは車が通っているということです。そういうようなことだとか。

そして、何としても今人口減少の中で、それで嵐山町の魅力アップをどうやって図っていくかというときに、今言ったように 254 のところがこういうふうに変わってきた。そして、その中にあった工場が、もっと狭いところにあった工場がこちらに出て、しかもあれだけ業績を拡大をしている。

いろんなところのものというのは何億何億と計算ができないけれども、今言った税額を見ただけでもそういうようなものがこれからずっとあるわけですので、そして現に嵐山の魅力アップにはかなりの貢献をしている。

ですから、議員さんおっしゃるように、「ちょっとそれは間違いではないか」とか、「これはどうだろうか」とかというような判断というのは、人によってばらつきがあるのではないかと思います。そういう見方をする人もいるかもしれないですけども、違った見方をする人が多いのではないかと私は思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 当初予算が 35 億で終了時の事業費が 62 億、倍でもないですけども、倍近い金額をかけているわけですから、これもどうしてこんなにかかってしまったのかというのは、社会情勢の変化で変わってきたわけですか、詳しく伺いませんでしたけれども、これだけのお金をかけてきているのですから、それはいい面はあるでしょう、お金では計算できないいい面というのはそれはあると思います。

ただ、問題は、結果的に人口は計画どおりにっていないし、保留地の

売却も町が支出しなければならないような事態になっている。ほかの区画整理でもそういうのはいっぱいあるわけです。嵐山町も恐らく私もそういうふうなことをしていかないと終了しないだろうというふうな読みはありますし、現にこういうふうな答弁ですからなりそうです。

残金については2億円を町から出すと、こういう結果を見て、やっぱり町のトップなので、これ町長が進めてきたわけではありませんけれども、残念ながら今は終了する段階にいると思うのですが、これは町民に対していい面もそれはおっしゃってもらって結構ですけれども、町から支出するこの問題については、やっぱりおわびと同時にしていかないと、私は、町民は納得しないと思うのです。いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとくどくなりますけれども、今話をしたような状況というのがあるわけです。マイナス部分というのものもあるかもしれない。しかし、プラス部分というのがどれだけのプラスかというのがあるわけです。

そういうものをあれしたときに、この事業全体を考えたときには、必ずしも議員さんがおっしゃるような意見が多いというふうには思っておりません。反対の意見のほうが多いというふうに私は確信をしております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 意見の多い少ないで判断をするのも一つでしょうけれども、物事の違う判断の仕方、結果においての責任、結果においてどう

判断をするかというのを全く町民に投げかけているだけで、自分で出しているわけではないですよ。

自分の考えをおっしゃって、私には責任がないのだと、いい面いっぱい見てくださいというようなことでおっしゃったのでしょうかから、これ以上聞いてもだめなのではと思うのですが、そういうのであれば、ぜひ町は支出しないでほしいです。しないでやってほしい。半端な金額ではないのです、2億円なんて。

しかも保留地が、これ何億支出するかわからないわけです。それをだれの責任もなくてやらせてくださいなんていうのは、これでオーケーできるはずがないのです。私はそういうふうに思います。答弁できないでしょうから、もういいですから。終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 畠山美幸議員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号1番、畠山美幸議員。

畠山議員に申し上げますが、ご質問中の大項目1の小項目(1)学校での対応については、昨日、青柳議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここでの第1回目の質問、答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに質問事項1の小・中学校施設の防災対策についてからです。どうぞ。

〔1番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○1番(畠山美幸議員) 1番議員、畠山美幸。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきたいと思えます。

今回は、大きく分けて2つの質問がございます。まず、1番目の質問ですけれども、小・中学校施設の防災対策について、本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、甚大な被害をもたらしました。

このたびの災害は午後2時46分という時間帯のために、それぞれが離れた場所で被災されました。そのために、地震発生当時外出中で都内にいた人は約1,000万人と推定され、そのうち300万人の帰宅が困難になったと言われております。

そこで、お聞きします。(1)は結構です。再質問をさせていただきます。(2)学校には非常食がありますか。(3)学校が避難所として避難物資を受け入れをする際、ヘリコプターでの確認が容易にできるように、屋上への学校名の記入が必要と考えます。以上、2つについてご答弁をお願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、小項目(2)、(3)の答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それでは、(2)と(3)について先に。(2)の「学校には非常食がありますか」ですが、町の学校には非常食はありません。

(3)の「学校の屋上への学校名の記入を」についてですが、災害発生時における食品や生活必需品等の集積地についてはご案内だと思いますが、嵐山町地域防災計画において「嵐山町役場」と指定されており、集配中継地となっております。したがって、ヘリコプターでの避難所への避難物資受け入れのために、学校の屋上に学校名を記入することについては現在は考えておりません。

いずれにしても(2)と(3)の食料等の備蓄、それから避難物資の集積集配につきましては、町の地域防災計画により対応をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうでしたら、まず(1)番のほうからお尋ねをしたいと思います。

まず、今回は本当に帰宅困難者がたくさんおられまして、今、学校の避難訓練の対応の仕方は、小学校におきましては6月、多分この時期だと思えますけれども、引き渡し訓練ということで、親御さんがもしお迎えに行けなかった場合には、2番目にではだれが行けるのか、第3番にだれが行けるのかという3番目ぐらいまであったと思うのですけれども、そういう方々ももしお迎えにいらっしやれなかった場合にはどういう対応をとられるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 今議会で大震災について学校に関係あることも幾つかありましたので、それを踏まえて御答弁をさせていただきますが、お話しのように、嵐山町の学校では大体年3回避難訓練を安全計画に基づいてやっております。一つは地震、一つは火災、一つは不審者侵入、そして小学校においては、そのうちの1回は親に訓練が終わった後引き取りに来ていただくという、そういう訓練を実施してずっとやってきたのです。

ところが、この東日本大震災のあの様子を見ると、これでいいのかということが校長会でも話題になりまして、これから協議していこうということで今意見交換をしているのですけれども、とにかくああいう状況で、もしそれに嵐山に同じような状況があった場合に、とにかくあの時間帯だと帰宅されていない方、いわゆる帰宅難民の方もいらっしゃるし、では、いらっしゃる人が親御さんが迎えに来るといっても、家の状況がどうなのかわからない、道路がどうなっているかわからない、迎えに来られない。子供を帰宅させるにしても道路状況で危ないと、そういうことで、第1回の校長会ではこんなことを確認させていただいたのです。まず、児童生徒の命を守ることを第一に考えると。そのために、今回のような状況の場合には帰宅させず、まず学校で待機をさせる、そして、安全を確認して事態の状況だとか情報を収集して、確認して町への報告、連絡、相談を行って、その後の対応に努めるという方向で今のところは考えています。

以上です。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) そうしましたら、今回は2時46分という時間帯でもございましたので、例えば夕飯どき、給食が終わった直後ではございましたが、本当に帰さないで学校に待機をさせているということは、夜を迎えたときに、学校側には先ほど非常食が、これは1、2、3と関連的に質問をするようになると思うのですけれども、食べ物が何もなくて、その辺の野草を食べるわけにもいきませんし、そういった場合にはどういう対応をなされますか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 それが一番大事なのです。要するに学校の状況、子供たちが今どうしているかわからないということ。そこで、今教育委員会では「嵐山町ポータルサイト」、何サイトだったっけ、片仮名で。要するに子供たちが家に帰れない状況で、保護者の人が、今子供はどうなっているのだい、これからどうなるということ、今、町と学校が公開のデスクネットで情報を提供したり指示したりしていると。

今度、これを機会に各学校が保護者の携帯電話に、今学校が「子供たちはこういう状況ですよ」というのを発信できるシステムを今立ち上げているのです。学校が子供たちの情報を書き込めば、保護者がIDとパスワードを全部入力しておけば、学校の。それで学校の状況がわかると、そういうのをこれを機会にこの夏ごろまでには立ち上げようと。

ただし、全部が携帯を持っているかどうか、恐らく今の時代は持っているのでしょうけれども、あるいは持っていない方もいらっしゃるし、操作のあれもありますから、引き続き電話による連絡もあわせて考えていこうと、その2つで今考えております。これは、今までの状況だと気がつかない対応になると思うのですけれども、できるだけそういう形でやっていこうというので今考えています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) その私もシステムの名前忘れてしまいましたが、うちの息子が高校で、前、教育長にもお話ししたかと思うのですけれども、高校でも今IDナンバーを入れて情報が高校のほうから入ってくるというのをやっているから、ぜひ教育長、そういうのも考えていただきたいということでお話ししたことがあったと思いますが。

今回、話はそれですけれども、中学校2年生が今回林間学校に行きまして、土砂崩れ、1、2、3と2泊3日で林間学校に行ってきたわけなのですが、土砂崩れのために1時間、当初4時10分に到着予定だったのが5時10分になりますよということで、3時ごろですか、学校のほうから連絡網が回ったそうなのですけれども、やはりその時間帯は保護者の方が皆さんいらっしゃらなくて、連絡がとれませんということで学校側にご連絡をしたところ、保護者の方が。「別に連絡つかなかつたらいいです」という、そういうお答えで、では何のために連絡網を回すことになったのだろうという保護者の方からすご

くブーイングが出ていたのです。

後々確認をしましたら、土砂崩れのため、その場所まで行かなくては迂回なくては行けないということがわからなくて、1時間おくれでしまいましたという校長先生からのお話があったのですけれども、やはり待機をされていたお母さん方もいらっしゃったところで、どうして一言お伝えしてくれなかったのかなという、そういう行き違いが今回ございました。

ですので、「こういうシステムができるといいよね」なんていうこの間、保護者のお母さん方ともお話があったものですから、本当にこれは夏にできるという、今、夏ごろまでにというお話でしたが、本当にこれはいいことだと思います。

私、6月7日の日なのですけれども、今回、大妻嵐山さんもやはり帰宅困難者が出たということで、状況は皆さん同じなわけですから、大妻嵐山に關しましては、遠くから学校に通っていらっしゃるお子様方もいらっしゃって、ぜひ、今回非常食を用意してあるということで耳に入ったものですから、6月7日の日に視察に1人で行ってきまして、「どういうものを子供たちにお配りをしたのですか」ということで行ってまいりましたら、入学するとき大妻嵐山では、こちらのコンペイトウ入りの乾パンと、あとこちらの滋賀県のお水なのですけれども、こちらのこのセットを子供たちに購入させるそうなのです。

それで、あそこ大妻嵐山は600人が収容できる食堂がございまして、こちらの食堂のある後ろのほうのかぎの締まる倉庫の中に、こちらが箱詰め

で生徒分全部積んでありました。

今回は、お子さんたちが、あそこは中学校、高校と合わせて1,000人弱生徒さんがいるそうなのです。今回帰れなかったお子様の人数が、当日276人分、こちらのセットというか、あそこお水は断水というか、貯水槽を持っていらして、お水は何も手つかずだったのですけれども、やはり乾パンは276人分出したというお話がありました。

それで、100人弱の生徒さんがやはりうちのほうに帰れなくて、女性教育会館のほうに問い合わせたら、「100人弱でしたら受け入れましょう」ということで宿泊ができたそうです。そういうことで、やっぱり備えあれば憂いなしでしたねというお話をしてきたのですけれども、万が一何もその年はなかった場合には、これを卒業時にお子さんにお持ち帰りいただくという、そういう流れになっているそうなのです。

ですので、ぜひ、やはり今回のこういう帰宅困難者なんていう事実が、本当にこんなのが起こるのだなということで、私も知人が都内に勤めていまして、やはり帰ってこれなくて、高層ビルに勤めていらっしゃる方なのですけれども、夜は会社に戻るしかなくて泊まっていたのですけれども、あの後余震が続きましたよね。もうとにかく高層ビルは揺れるそうなのです、どんな時間帯でも。「怖くて寝られなかったのよ」なんていうお話を聞いたのですけれども、本当にそういう大変な状況がございますので、これはやっぱり教育長なのでしょうか、学校に非常食を、こういう乾パン、見たら24ケースで、資料を

見ましたら5,000円ちょっとで買えるのです、この乾パン。1ケースが24個入りで5,544円ということで、インターネットで調べましたら書いてありましたので、10箱用意しておけば、各学校に。

場合によりましたら、さっき避難所は、とにかくここに物資が、嵐山庁舎に物資が届くから、学校のほうにはそういう対応は要らないのだよという、ヘリコプターが来るとかということはないのですよというお話でしたけれども、どんなことが起こるかわからないので、やはり各学校に物資を投下するということもあり得るかもしれませんから、やはりここが今物資が必要なのだというのをアピールするためにも、ぜひとも学校のほうの屋上に、七郷小だよ、菅谷小だよというような名前をちゃんと入れておいて、物資がきちんとその場所に届くようにしておくべきだと思うのです。

この防災マップを見ますと、やはり各学校が避難所ということになっておりますので、その学校が拠点に、ここまで皆さん来るとするのは本当大変なことだと思いますので、やはり各学校にそういう準備はしておいたほうがいいと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 私ども教育委員会分としてお答えできるところ、一つは、保護者に情報を伝える新しい、電話が通じないときに、今回の地震でもメールは通じたと、そういうことで保護者に情報を提供する。そのことはいいですね。

○1番(畠山美幸議員) はい。

○加藤信幸教育長 食料というか、避難時のことについては、町の防災計画に関係するもので、地域防災計画の中に食料備蓄の場所であるとか、備蓄の食数であるとか、目標数量だとか定めてあります。

そういうことだとか、それから、帰宅難民についても、嵐山町の人が東京あたりで帰ってこれないという場合と、嵐山町で働いていて自分の住む場所へ帰れない非居住者の難民、そういうのもあるだろうし、大妻さんの場合に、子供たちで、そういう嵐山町の子供はほんのわずかですよ。ほかに比べてそういう対応も恐らく学校によってしていると思うのですけれども、お話の食料備蓄とか、それから避難物資のヘリコプター云々のことについては、担当課の地域政策課長からお答えを。

○1番(畠山美幸議員) よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、災害時の備蓄の関係と食料と、特に、もう一点につきましては避難所の指定の関係も兼ねて私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目が、食料の備蓄の考え方でございます。今現在、先ほど学校には非常食がありますかということでお尋ねをいただきましたが、現在、町のほうで非常備蓄の食料といたしましては、防災倉庫にアルファ米の炊き出

しの山菜おこわ、これが1,600食分、それから豚汁が1,530食分、こちらのほうをストックしてあります。

この食料の備蓄の基本的な考え方でございますけれども、今の嵐山町の防災計画上は、災害時の避難者数、これを85名、ちょっと少ないのですけれども、今の防災計画上では85名というふうに計画をしております、その方たちの一応3日分を確保しようということで予定をしております、85人の3日分、3食ということで765食ということになります。そうなりますと、今の1,600食で一応はしのげるということでございます。

しかしながら、防災計画の見直しという中でも、深谷断層による今度は震災、これを今度は想定いたしますと一気にふえまして、避難者、これは最大でございますけれども、4,106人、これは県の被害状況の調査結果で、嵐山町の避難者数は最大で4,106人という数字が出ております。こうなりますと、先ほどの今の備蓄数では基本的には足りないということになっております。

災害時の非常食料につきましては、まずは町のほうの備蓄品を対応するという事とともに、今ハザードマップをお示しを議員さんのほうからいただきましたけれども、この中にもありますように、それぞれの家庭においてもいわゆる非常時の食料というものをぜひ、はっきり言って持ち出し品の中でも考えていただきたいということも含めて、町で持つ分、それから家庭で備えていただく分、それで足りない分については近隣の市町村との被害協定が

ございまして、そういったところから調達をする分、町内のいわゆるお店ですとか、そういったところから調達する分、それでも足りない分については県のほうに要請をいたしまして、県から搬入をさせていただくというような3段階、4段階で非常時の食料の調達というのは考えていくものだということに考えておきまして、その辺につきましても、今回の埼玉県の見直しとともに、この大震災の内容を受けて、嵐山町でもこの備蓄品等も含めて防災計画については見直しは必要だろうということに考えております。

それから、もう一点、避難所の設置につきましては、先ほど教育長のほうからお答えをいただきましたとおり、非常時の食料の集積所は嵐山町役場ということになっておきまして、こちらについては県のほうにも登録をしております、原則として指定避難所を設置しましたらば、そこには陸路で搬送をするということで防災計画となっております。幸いにいたしまして、この嵐山町の地形を見ますと、今回の大震災につきましては、先ほど来からありますように、非常に道路だとか、そういったものも壊滅的な状況になっておきまして、運搬についても予想ができなかったということもあると思います。

嵐山町の状況を考えますと、直下型の地震を考えておりますところでは、やはり土砂災害であるとか、そういったもので交通道路が遮断されるというような地区というのは非常に限られているのではないかと。ですから、ある程度の被害想定があったとしても、運送自体が全くできなくなるということは予想できないのではないかなというふうに考えております。

それから、もう一点、避難所を指定する場合には、先ほども川口議員のご質問でお答えをさせていただきましたが、やはり学校の施設というものは、この防災計画の中にもありますように、いわゆる文教対策計画というのがございまして、学校の教育施設は、学校の教育を継続して、災害時でも何とかできるようにしていくということを前提に考えられている計画でございます。

ですから、よほどのあれがない限りは、その被害状況にもよるのですけれども、できるだけ学校の教育施設を避難所に設定するということは、原則的には避けていくべきではないかというふうに考えております。

そういった点で、確かに議員さんおっしゃるとおり、今回の大震災のように全く壊滅的な予想もできないような、そういったものがあつた場合には、非常事態ということでそれぞれに応じてやっていかななくてはならないと思いますが、今現在、嵐山町で深谷断層をもとにした震災計画を練り直すとしたしましても、この基本的な部分ではそれほど大きな変更をする必要はないのではないかなと。ただ、被害対象だとか、備蓄品の数量だとか、そういったものに関しては当然のことながら見直しは必要があるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 大変よくわかったのですけれども、食料の見直しをしていただけるということなのですが、そうした場合に、やはり食料はここだ

けに置くようになるのでしょうか。

それとも、各学校で、子供さんたちが帰れなくなった場合に、学校にも乾パン、これではなくてもいいのですけれども、前、ダンボールか何かで真空パックになっている2枚ぐらい入っている乾パンありますよね。ああいうのも結構なので、学校に、全員分とは言わないまでも、やはり備蓄をして、鮮度が5年というスパンなので、そのときに、訓練のときに出すのか、どうするのかそれは後で考えるとして、やはり何らかの食料、食品を置いておくべきではないのかなと思うのですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、担当のほうと教育委員会のほうでいろいろ答弁をしておりましたけれども、それらを勘案をして、今度の計画書の中でどういうのがいいのか、議員さんがおっしゃる方法がいいのか、あるいは今嵐山町でとっている方法でいいのか、また、ほかの被災者のところでは、どうやってより効果的な対応をとるといいのか、それらを検討して計画の中に生かしていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) あとちょっとつけ加えておきたいのですが、先ほど学校の施設は、学校のお勉強に使うことが第1目的なので、余り避難所としての活用はというお話はございましたが、でも、万が一やはり体育館を利用

しなくてはいけないとかという場合も想定されますので、ぜひ、さっき川口議員さんはストーブとおっしゃいましたが、やはりリアルタイムで情報が入るように、せっかいいテレビが学校にはあるので、地デジのアンテナなどを体育館など、今、体育館が七小と菅中と改修工事に入りますが、あわせて地デジアンテナをつけておくべきではないのかなと思いますが、その点につきまして、町長、いかがお考えでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 きのうちもいろいろありましたけれども、その情報の伝達方法、そういうものも含めて今度の大地震を教訓に、いろんなところでいろんな新しい取り組みって出ると思うのです。ですから、そういうものもいろいろな広く検討をして、今度の計画の中でよりよい町民のためになるような計画づくりをしていきたいと考えています。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) わかりました。

では、次の大きな2番目に移りたいと思います。町おこしについてです。

(1)B級グルメについては話題性がますます高まっていて、5月1日に埼玉スタジアムにおいてB級グルメ選手権が開催されました。B級グルメは地域の活性化につながり、成功している事例が多々あります。

例として、富士宮やきそば、横手の焼きそば、埼玉では武州煮ぼうとう、すったてなどあります。最近ではゆるキャラも登場し、いろいろな形でメディ

アに取り上げられるような取り組みが多く、効果を得ているように感じます。
例として深谷のふっかちゃんなどがあります。

今年度、嵐山町において、観光協会で「嵐山辛もつ焼きそば」が考案され、B級グルメ選手権に参戦しました。この取り組みを成功させ、地域の活性化につなげられるような嵐山町としての考えを伺います。

(2)秋に行われている「嵐山まつり」は毎年大盛況ですが、メインの駐車場がいつも早い時間から満車状態になっているので、嵐山まつりを見学することなく帰られる方が多く見られます。そこで、ほかの駐車場を設けて、マイクロバスなどでピストン輸送ができないかお伺いします。

以上、2点についてお伺いします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 質問項目2の小項目(1)「B級グルメについて、観光協会で『嵐山辛もつ焼きそば』が考案され、B級グルメ選手権に参戦しました。この取り組みを成功させ地域の活性化につなげられるような嵐山町としての考えをお伺いします」にお答えいたします。

嵐山辛もつ焼きそばの経過についてまず説明します。町では、観光協会に平成21年度に町おこしの一つとして、嵐山町のB級グルメを考えてほしいとお願いをしました。観光協会では、食の検討委員会をつくり、平成22年

1月18日に第1回の会議を開き、検討を始めました。その後5回の会議を重ね、平成22年8月の嵐山夏まつりでネーミングを募集し、168件の応募の中から「嵐山辛もつ焼きそば」と名づけ、平成22年度には5回にわたり各種イベントに出店し、嵐山辛もつ焼きそばのPRに努めてきました。平成23年度には、4月22日の農産物直売所のイベントのときに出店し、また、5月1日の埼玉県主催のB級グルメ大会に出場し、40チーム中11位に入賞いたしました。

嵐山辛もつ焼きそばの町内の取り扱い店は6店舗ありますが、さらに店舗数をふやし、地域の活性化につなげることを目的に、観光協会が中心になり、埼玉県主催のB級グルメ選手権や地域で行っているB級グルメ大会に積極的に参加し、町外の住民に嵐山町を売り込み、嵐山町へおいでいただき、嵐山辛もつ焼きそばを食べてもらい、さらに嵐山町の観光に努めていくと。今後とも町、観光協会、商工会とで協力をし、進めていきたいと考えております。

質問項目2の小項目(2)「秋に行われている「嵐山まつり」は毎年盛況ですが、メインの駐車場がいつも早い時間から満車状態になっているので、嵐山まつりを見学することなく帰られる方が多く見られます。そこで、駐車場を増設し、マイクロバスなどピストン輸送ができないか」についてお答えいたします。

平成22年第3回の定例会で金丸議員さんの質問の中にも同様の質問が

ありました。そのときにお答えしましたのが、まつりを運営する費用が毎年厳しくなっており、現段階では考えておりませんと回答をいたしました。まつり事務局としては、交通手段としては隣近所で交通手段について話し合い、助け合って会場に来てもらえればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 再質問をさせていただきます。

まず、Bグルメのほうですが、本当にこの間5月1日のスタジアムで行われたB級グルメ選手権では本当に、風さえ吹かなければもっと上位に行っていたのではないかという議長のお話もございましたけれども、のぼり旗も大変にセンスのいい黒い地に赤い文字で「嵐山辛もつ焼きそば」と白抜きになっていて、あれ何だろうと目を引くようなとてもいいデザインだなと思いました。

それに合わせて、私の提案なのですけれども、昨年、2010年なのですが、日経トレンドィの30位以内に入った焼きそばなのですけれども、パッケージは外してきましたが、今まで焼きそばというのは平べったい器に入っているものが主流だったのですが、昨年あるメーカーのこういう形の焼きそばが出ましたところ、飛ぶように売れたのです。

どこかの、富士宮やきそばがたしかこういう形状のカップで「富士宮やきそば」みたいな。私本当はちゃんと色を塗ってきたのですけれども、これを真っ黒にして、白抜きで赤い字で「嵐山辛もつ焼きそば」というのをマー

クして売ると、大変、ただのこういう、いろいろな道具を持ってきたのですけれども。これはスパゲッティみたいなのですが、普通焼きそばというのはこういう形で売るのが一般的だと思うのですが、こういう形ではなくて、やっぱり販売を促進させるためには、こういう形状で売るのが、持ちやすいですし、歩きながらも食べやすいですので、ぜひこれを提案したいと思ってきょう持ってまいりました。

やはり、この間、深谷市のふっかちゃんなのですけれども、キティちゃんのキティランドというところに子供が小さいとき遊びによく行ったのですが、サンリオ関係のお人形さんみたいにすごくかわいくよくできているのです。やはり、今回町民の方に、町民というか、皆さんに公募するというお話でよかったですね。公募して、ゆるキャラは選ばれるのですよね。確認をさせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

入れ物の話とゆるキャラの話ですか。

○1番(畠山美幸議員) これは提案、こういうのでぜひ販売していただきたいと思います。

○木村一夫企業支援課長 焼きそばの入れ物については、販売するに当たって違う形もあるのではないかとということでいろいろ考えたわけなのですが、ああいう場所へ行っている場合、パック形式で詰めていくのが一

番手早く詰められるしということですのでその形になってきたので、今言われた
そういう入れ物については、お店で販売するような形的时候にはそういうの
が可能なのかなというふうに考えておりますので、イベントのときはなかなか
そこまで詰めるのは難しいというような気がするので、お店にそういうことが
できますかという問いかけはまた検討をしてみたいと思います。

それと、ゆるキャラの話なのですけれども、今年度の嵐山まつりが11月
6日に開催予定をしているわけなのですけれども、そこまでに嵐山町のゆる
キャラを完成させて、そこでお披露目ができるよう今準備をしておりますので、
いま少しお待ちできればと思います。

それと、一般公募でこれから進めていくということでございます。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) すみません。カップのほうへ戻りますが、お店でこ
ういうカップで売れとは言わなくて、やっぱりお店はお皿でいいと思うのです。
ごみが出てしまいますから。これはイベント会場で、ここに「嵐山辛もつ焼き
そば」って赤い字でばしっと入ったら、もう飛ぶように売れると思いますから、
本当です。ぜひこれを提案したいと思いますので。かさばりません、重ねれ
ば。

入れるのも、こういうものでこうやって手で熱い熱いとやるよりも、熱さは
伝わってきませんので、すばすばとトングで入れればどんどん入れられます
から、全然これで私はいいと思うのですけれども、観光協会の方など、皆さ

んに諮っていただいて、「それはよくない」と言われたら私もあきらめますが、
ぜひ。

〔何事か言う人あり〕

○1番(畠山美幸議員) でも、絶対売れる自信があります。

では、ゆるキャラのほうは、ぜひともかわいい、子供から大人まで「本当にかわいいね」と言われるようなキャラクターになるように、私も余り絵は上手ではないのですけれども、考えてみたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

それと、先ほどの、たしかそうなのです。金丸さんが質問をしたときに「考へはない」という答弁があつて、そんなと思って、私今回、深谷市が大好きで、「ふっかちゃん」が大好きで、この間、深谷の緑の王国というところがございまして、4月の28、29 だったでしょうか、春まつりというのがあったのです。そちらに見学に行ったところ、地図が大きくできなくて申しわけないのですけれども、深谷緑の王国というところがございまして、ちょっと離れたところに、車で行けば大したことない、でも歩くとちょっと距離があるところなのですが、JAの深谷櫛引支店というところの駐車場が1キロ、2キロまでは行かないと思うのですけれども、そういうところにありまして、そちらに駐車をしてピストン輸送をどんどんやっているのです、マイクロバスで。

私が思ったのは、今、嵐山幼稚園さんのバスが2台ございます。あれだと大人の方が座れるかわからないのですけれども、例えばそれを、とにかく

駐車場に車をとめて、例えばここだったらB&Gとかにとりあえず全部皆さんとめていただいて、警備の方1人ぐらい立っていただいて、ピストン輸送でどんどんやれば、時間が、何時にバスが来ますよではなくて、いっぱいになったら運ぶ、こっちもまた帰りたい人がいて、いっぱいになったら運ぶというのを、それを繰り返してやっていたのです。なので、全然待っているほうとしても苦でもないし、お客様もすごく入っていらっしゃいましたし、近くのところはすぐ埋まってしまいますから、町長、そういうことで深谷市ではやっていたのです、そのように。ですので、ぜひそういう形でピストン輸送を、別にそんな立派なバスではなくていいのです。ただ、本当に10人、20人ぐらい乗れるバスでピストン輸送をただしていただければ、本当にたくさんのお客様がいらっしゃると思うのですけれども、どうお考えになりますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 すばらしいご提言をありがとうございます。いつも私言うのですけれども、嵐山まつりと嵐山夏の祭典というのがあるのです。それで、嵐山の夏の祭典なんか努力をされている方がいらっしゃいますけれども、そちらのところというのは、行政からはお金が出ていないのです。それで、片方の嵐山まつりというのは行政から予算がなくてできないと答弁にありましたけれども、それがもとで、それでやっているのです。

それで、片方のところはどんどん、どんどんお店もふえて、それでお客も

ふえているというような、にぎやかになっているわけです。嵐山まつりはにぎやかになっていないというのではないのですけれども、そういうような状況なのです。

それで、予算を夏まつりのほうでは、どれだけ集まるからどのような事業をイベントの中でやっていこうということでやるわけです。こっちは予算がこれだから、ではこれだけこういうふうにあれすると幾ら幾らだからという形で、そういう状況なのです。どちらが伸びると思いますか。私は、こういうのを比べたときに、やっぱりまつりのやり方というのは、民活と前から言っていますけれども、そういうものを入れないと、なかなか広がり出していないのかなというような感じがするのです。

ですので、この嵐山まつりも予算がそういうことで大変タイトなのですが、嵐山まつりに出している予算というのは、ほかの嵐山町でやっているいろんな事業とのバランスをあれしてこういうところに落ちついていますので、このところだけピストン分は上積みしてというような形というのが、ご了解が町民の皆さんにいただければ、税金が出ていくわけですので結構ですけれども、そういうのをしっかりやっていただくといいのです。嵐山まつりの実行委員会でどういう形でやったらいいのか。ほかの部分を幾らか減らしてもピストン分に乗せるのかというようなことで、これをやるから、では補助金をという形というのは、限界が出てくるのかなというふうに思うのですけれども。

○藤野幹男議長 畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) おっしゃるとおりだと思います。ですので、中で働いている方に、ぜひともピストン輸送を何らかの形でやると売り上げが向上するよということでぜひお話をしあけてもらって、中の方々に工夫をして、何とか、幾ら菅谷小学校、菅谷中学校に駐車場を借りたとしても、やはりあの距離を歩いてくるというのは、私ぐらいの年代ならいいのですが、ちょっと高齢者の方になると、ではいいやということになってしまうので、補助金があつちを出ていてこっちは出ていないというお話ですけれども。でも、嵐山、夏まつりのほうは駅周辺という好立地ということもあるかなとは思いますが、でも来る方は町内の方がほとんどですから、古里のほうからわざわざ車で来ると、とめるところがないしということもあるし、難しいのですけれども、何とか工夫して、お客様にせっかくいい、いろんな皆さん頑張っていらっしゃるのに、お客様が来なくて、もう底打ちというか、伸び悩んでしまうので、何とか伸びる方法を考えたいかなと思ったので、ぜひピストン輸送が行ったり来たり、B&Gなり菅谷中学校からのあんな短距離でも、そういうふうにすることによってお客様がふえるのではないのかなと思ったので、提案をしたわけなのですが、ご答弁はありますか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の意見というのは、このところにいる課長の皆さんも部会の役員さんになっている方が大勢いらっしゃいます。それで、このおまつりの実行委員会、役員会がありますので、そのところで意見として出させ

ていただきますので、その中でそれをどう取り上げていくのか、生きるのか、消えるのか、そちらで練っていただけるといいのではないかな。意見として出させていただくように話をお願いをいたしますので。

○1番(畠山美幸議員) よろしくお願いいいたします。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際暫時休憩をいたします。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 3時01分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号7番、河井勝久議員。質問事項1の子育て支援についてからどうぞ。

〔7番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○7番(河井勝久議員) 7番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、一般質問をさせていただきます。

子育て支援についてであります。私は、その中で大きな4項目について順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、(1)といたしまして、23年、当町の新規事業で発達障害児に対する支援が既に始まり、嵐山町では先日の教育長の122条行政報告によっても既に菅谷小学校で始まったという報告がありました。

支援の中身が、将来障害者の皆さんが大人になり、地域で生活するためにも個々の障害特性、生活状況等に応じた支援の充実が求められていることにつながるのではないかと思います。発達障害者に対しては、個々の子供に合った支援が必要と考えますけれども、内容について伺いいたします。

①といたしましては、巡回相談、それから知能検査をどのようにして行うのか。

②といたしまして、障害児担当の専門員はだれなのか。

③といたしましては、幼稚園、保育園、小学校、中学校のすべての教育施設で行うのか。既にお話の中では菅谷小学校という形で始まっておりますけれども、その他の幼稚園、保育園、他の小学校、中学校はどのような対応をされているのかお聞きしておきます。

それから、④といたしましては、実際に障害者が生活や遊ぶ姿を見ながら行うことの実態や研修はどのくらいの計画が必要とされるのか、研修内容についてもお聞きしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 河井議員、(1)番、(2)番、全部を一応やってください。

○7番(河井勝久議員) 全部ですか。

○藤野幹男議長 はい。

○7番(河井勝久議員) それでは、大きな(2)番です。病児、病後児等の子供を預かり、保護者が安心して教育をしながら働き続けることを支援するファミリーサポート事業が始まりましたけれども、具体的内容についてお伺いいたします。

①といたしましては、サポーターの教育、登録人数は何人なのか。

②といたしまして、会員のサポーターへの連絡先はどのような仕組みなのか。センターはどことなるのか。こども課となるのでしょうか。また、他のところなのか。謝礼、利用料金の支払い、町からの補助はどのような手続となるのかお伺いします。

③といたしましては、子供の状態と保護者との対応、緊急を要する場合、すべての医療機関への連絡連携は保護者でしょうか、センターを通すのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

(3)幼稚園、小学校の読み聞かせについて、情緒教育などの有効性が提唱されておりますけれども、幼稚園、小学校の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

①といたしましては、読み聞かせは、子供の問題行動の抑制に効果があると考えますけれども、どんな反応があるかお伺いします。

③と書いてありますけれども、これは②の間違いで、訂正をお願いいたします。

②番といたしまして、読み聞かせの絵本や図書は各教育施設にどのくらいの冊数を用意しているのか。それから、知識の森図書館からの貸し出し数はどのくらいあるのでしょうか。

(4)番といたしまして、公教育のあり方について、多くの問題があると思いますけれども、学校、地域との強いきずなで結ばれた地域色豊かなものも求められています。何をなすべきか考え方をお伺いいたします。

①といたしましては、校内暴力、いじめ、不登校、学力低下、運動能力・体力の低下、また安全対策など学校を取り巻く社会状況はさまざまでありま
すけれども、今の学校教育に何が問われているのかお伺いいたします。

②といたしまして、さわやか相談員などの相談の取り組みは成果を上げておりますけれども、不登校の改善などにきめ細やかな対応や学力保障ができるような成果を上げる中間教室は学校に幾つあるのかお伺いしておきたいと思います。

それから、③といたしましては、嵐山町ふれあい交流センターなどの連携によるコミュニティー、ボランティア活動、地域と学校が一体となった「学校
応援団」のさらなる充実など、推進していく方策を伺います。

以上であります。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 質問項目1の小項目(1)の①「巡回相

談、知能検査はどのようにして行うのか」についてお答えいたします。

県の発達障害早期支援対策事業の支援を受け、専門家による巡回相談を実施しています。巡回相談は、相談員に年間 20 回来ていただき、児童生徒の行動観察・個別児童生徒ごとの指導助言・教職員への研修等を行っております。知能検査につきましては、ある程度の経験を要することから、スクールカウンセラーや東松山特別支援学校の職員の協力を得て実施しております。

なお、この試験は被検者と1対1で実施し、その結果の数値から児童生徒の様子を総合的に判断するものとなっております。

続きまして、小項目(1)の②「障害児担当の専門職員はだれなのか」につきましてお答えいたします。

専門員ではありませんが、本年4月より保健師の資格を持つ職員を配置し、今までの経験を生かすとともに、さらには埼玉県が主催する発達支援マネジャー育成研修等に参加し、相談や支援に対応できるようにしております。

続きまして、小項目(1)の③「幼保、小、中すべての教育施設で行うのか」についてお答えいたします。公立の幼稚園、小中学校で実施と考えております。

続きまして、小項目(1)の④「実際に障害者が生活や遊ぶ姿を見ながら行うことの実態や研修は、どのくらいの計画が必要とされるのか。研修内容は」につきましてお答えいたします。

1歳6カ月児健診や3歳児健診の間診・相談を実施する中で、行動・コミュニケーション能力等を確認し、気になるお子さんには、おやこ教室等の療育事業に参加するよう促しています。また、健診時、医師の判断で精密検査、発達試験等の必要があると認められた場合には、専門の医療機関を紹介し、必要なりハビリ等が開始されることがあります。

おやこ教室では、小集団の中で、お子さんにどのような気になる行動があるのか等経過を見ています。また、お母さんが気になっているお子さんの行動面・育児面でのアドバイスや、集団生活の勧めなど、育児負担の軽減ができるよう相談に乗っています。

研修についてですが、今年参加する予定の発達支援マネジャー育成研修では、5日間の日程で基礎研修、医療・療育の専門知識の習得、支援手法等となっております。

質問項目1の小項目(2)「ファミリーサポート事業の具体的内容について」お答えします。

ファミリーサポート事業は23年度より始まった新事業ですので、まず事業の概要をご説明いたします。ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをしてほしい方、利用会員と、子育てのお手伝いをしたい方、サポート会員が会員となって、双方の合意のもと、お子さんの預かりを支援する会員組織のことで、センターは、利用会員の援助内容や要望におこたえできるようサポート会員を紹介し、安心して援助

活動が行えるようにお手伝いします。町では、運営を特定非営利活動法人緊急サポートセンター埼玉に委託しております。

それでは、質問項目1の小項目(2)の①、サポーターの教育、登録人数についてお答えします。サポート会員の教育については、委託先のサポートセンターが講習会を行います。講習会受講後、サポート会員として登録することができ、現在の登録人数は16名です。

続きまして、小項目(2)の②連絡先、センターの場所、利用料金の支払い、町からの助成の手続についてお答えします。

利用会員の登録、受け付け、会員間のコーディネート等については、すべて委託先のサポートセンターにて行います。利用料金については、援助活動終了後、利用会員は町からの補助金を差し引いた額を直接サポート会員に支払います。町は、サポートセンターから月ごとに報告を受け、サポート会員の実績に基づき、補助金をサポート会員へ支払います。

最後に、小項目(2)の③ですが、緊急を要する場合の対応については、サポート会員はセンターに常駐する看護師、保育士、コーディネーターやセンターを通して提携医療機関から専門的な指示を受けることができます。時間外においても、センター職員の携帯電話に連絡がとれるようになっております。

また、病児の預かりについては、預かり前日までの子供の様子、かかりつけ医、緊急時の連絡先等、細かい事前の聞き取りがあります。さらに、預

かりの際には、保険証の写し、かかりつけ医の診察券、薬(保護者からの指示が書かれたメモつき)、その他看護用品を準備することになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(3)、(4)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 質問項目1の子育て支援についての(3)幼稚園、小学校の読み聞かせについてお答えいたします。

①のどんな反応があるかでございますが、嵐山町では、嵐山幼稚園、小学校のすべてで、図書館やボランティアサークル、学校応援団などの皆様のご協力をいただき、読み聞かせ活動を実施しています。

読み聞かせは、音声と感情の共有化による効果が考えられます。朗読者の声のトーンや早さ、抑揚など、多彩な音響効果により、文字からの情報より、状況や人物の感情をとらえやすくなります。また、1つの物語を共有することで、子供たちの感情が共鳴し合い、豊かな心が育つなど、貴重な経験の場となることが期待できます。

子供たちの反応ですが、身を乗り出して聞く、喜怒哀楽など感情が高まる場面では一斉に表情にあらわれるなど、幼稚園、学校でも大変好評です。子供たちの豊かな心情が培われ、河井議員さんお話しのように、問題行動の抑制に効果がある活動と考えております。

②の読み聞かせの絵本や図書の冊数でございますが、読み聞かせ用の大型絵本、これは嵐山幼稚園に20冊、図書館に30冊ございます。小学校

では専用の読み聞かせの本はございません。通常の本で読み聞かせを行っております。

知識の森図書館からの貸し出し数はでございますが、読書活動用、授業用合わせて昨年度は幼稚園に410冊、小学校に1,841冊でございます。

次に、質問項目1の(4)公教育のあり方について順次お答えいたします。

60年ぶりにというか、初めて教育基本法が改正され、新たに「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定されました。今後の日本の教育、とりわけ学校教育においては、家庭、地域との連携を深め、教育活動を推進し、成果を上げることがより一層求められております。議員さんお話しのとおりでございます。

ご質問①の「今の学校に何が求められているのか」についてでございますが、子供たちが抱えるさまざまな課題や問題は、いつの時代においても、その内容や形態、原因、状況などには違いはあれ、根柢には共通するものがあり、また、親・家庭、地域を含めた社会全体の子供たちを取り巻く環境が大きく影響をしているのも事実でございます。

学校教育は、「児童生徒に対し、教師が意図的、計画的に働きかけ、望ましい姿、方向に変容させる活動を行う場」であります。それぞれが目指す学校像、児童生徒像を明確にして教育目標を掲げ、教育活動を行っております。

今の学校教育に問われているのは、1つは、教師の教育に対する使命

感・責任感・情熱・指導力・児童生徒への愛情などの資質能力の向上であると考えます。これは教師に求められる普通の資質でもあります。

2つ目は、家庭、地域と連携協力を深めた教育活動の推進でございます。教育は、学校がすべてを担うには限界がございます。家庭と地域がそれぞれ教育力を発揮し、学校と連携、協力することで大きな成果が期待されます。

いつも申し上げていますが、「子供にとって家庭は初めての学校、親は初めて出会う先生」、「地域は子供が育つ学校、地域の人みんなが先生」です。このことを踏まえ、学校は率先して家庭、地域との連携協力体制を深め、お話しのように強いきずなのもと教育活動をより一層推進することが大切であり、今、学校教育に問われていることだと考えております。

ご質問②の不登校の改善や学力保障に成果を上げる中間教室は幾つあるかにつきましては、それぞれの学校や対応する内容、児童生徒の実態などにより、その場や数が異なりますが、さわやか相談室や保健室、教育相談室、不登校対応の適応指導教室、発達障害・情緒障害対応の通級指導教室などがございます。

ご質問③の学校応援団のさらなる推進の方策につきましては、各小中学校の学校応援団は、地域の皆様のご協力をいただき、さまざまな活動を展開し、大きな成果を上げています。大変ありがたく、また力強く思っております。

今年度は、ふれあい交流センターにおけるボランティア活動が組織化さ

れますので、連携が期待できるものと考えております。

また、昨年度、菅谷小学校と菅谷中学校が新たに「小中合同学校応援団」を設立し、活動を始めたところでございます。この活動は県内でも珍しく、秋には埼玉県の「学校・家庭・地域連携実践発表会」において活動の実践発表をすることになっております。

さらなる今後の推進の方策ですが、地域の人材の新たな発掘、学校との意思疎通、気軽に長く活動できる配慮などに留意して、各学校のさらなる充実を期待しております。教育委員会としましても、さまざまな面で学校の活動を支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 長くいろんな答弁をいただいておりますけれども、再質問をさせていただきます。

まず、(1)の③、先ほどそれぞれの学校の施設の中でという形がとられているわけでありましてけれども、今回、菅谷小学校となった理由というのは、どんな理由だったのでしょうか。他校には対象となるような人はいなかったのかどうか、あるいは県からこの学校という形で指定されたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 県の事業で、1年前から県が特別支援教育に大変力を入れております。また、知事も昨年の5月の彩の国だよりの知事コラムの中で、きのう渋谷議員さんにお答えした発達障害について触れている。そういう中で県を挙げている中で、県の教育委員会は、発達障害児早期支援対策事業というのを立ち上げまして、町では嵐山一つがモデル地域に指定された。それをきっかけに発達障害の研究を行ってきました。

お話のなぜ菅谷小学校かというと、県のほうは通級指導教室を立ち上げるには2つの条件があるのです。1つは適切な通級指導教室になる場が確保されているかということと、該当となる児童がいるかということであります。町では、発達障害に関しては、就学前の子供たちも含めて町の就学支援委員会というのがありまして、そこで障害のある子供、あるいは特別な支援を要する子供について支援方策を検討しております。

その中で、発達障害について、きのう申し上げました「数名」という表現ですけれども、まだ始まったばかりの事業ですけれども、菅谷小学校に数名専門医療期間でADHDと診断された者、そして保護者の理解を得た、その結果発達障害があると認められた者が数名いるということで、まず菅谷小学校ということで通級指導教室を立ち上げた。教室もその子の活動に合うように改装を今していただきました。一度機会がありましたら見ていただきたいと思います。

なお、七郷小学校、志賀小についてもこれは専門の大学の臨床心理士

の人が年に20回ということがありましたけれども、どの学校も回って相談を受けています。現在のところ判定を受けた者はいないということでもあります。

ですから、1つ菅谷小学校に障害教室ができたということは、もし菅小だとか志賀小で該当するお子さんがいたら、1週間に例えば2日とか、何時間とかは菅谷小学校に通級指導教室に通って指導を受けることもできます。ですから、菅谷小学校の通級指導教室ではなくて、嵐山町の学校の通級指導教室ととらえていただいて結構だと思います。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) その場合に、他校から菅谷小学校に行く場合の送り迎えというのはどういう形で、保護者なのでしょうか、それともどういう形になるでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 この通級指導教室、発達障害児、情緒障害対応の通級指導教室というのが県にできてまだほんの数年なのです。小学校715校のうち、きのうもお答えしたようにまだ89しかないのです。嵐山、この比企地区でもそんなに数はありません。

通級指導教室というのは、発達障害だけではなくて、昔から言葉の教室とあったのです。難聴とか言語。これについては、東松山にだけ昔からある、松山第一小に。ですから、嵐山から小学校1年生が週何回か通っている施設でもあります。条件としては、保護者の方が送り迎えをするというのが条

件です。

ただ、そういう障害をお持ちの子が一人でやるというのは大変ですので、保護者が原則は送り迎えをするという形で考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) わかりました。①と④番をあわせてお伺いしておきたいと思えますけれども、研修でありますけれども、発達障害者というのは、おのおの違うのだらうと思えます。

先ほども教育長が言いましたように、いろんな方がおるわけでありましてけれども、それぞれその方々の特性を学び、見ながら体験する研修を実施しているというふうに思うわけですが、これも専門家、巡回相談も含めて年20回は来ていただいて、それでしていくという話でございますけれども、例えば、その障害者の個々の障害に合った形での相談だとかいろんな内容についてはすべて把握できるようになっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これは非常に難しいのです。この法律ができたのはわずか数年前、平成17年の4月に国の発達障害者支援法ができたばかりであります。例えば学校関係だけではなくて、一般に発達障害を説明するだけでも非常に難しい。周囲の方々は非常に理解しにくい面もあろうかと思えます。ましてやその本人も、あるいは保護者の皆さんも発達障害であるということに気がつかない場合も多いわけでありまして。そうした面で、ようやくここ

で専門的な見方、そういう研修がここでようやくできてきたなということであり
ます。

一般的に発達障害は脳機能障害と言われています。したがって、血液検査、尿検査だとかMRIの検査だとか、一般的な医薬的検査ではなくて、生まれてからそのときまでの生育歴だとか、細かな行動観察だとか、知能だとか認知の専門的な検査等を行って、なおかつ専門的な医療機関で診断を受けて、必要な医療行為を行っている。

その際、何としてもお父さん、お母さん、保護者の気持ちというのが一番大事なのです。やっぱり保護者が自分の子供のその状況と相対して、特に悩んでいる方が多いのです。やはり、そこで保護者の理解を得ないと一歩も進めないという状況もあります。

そういうことで、さっきお話しいただいた教員のほうも、あるいはさっき役場のほうのこども課に今度保健師の資格を持った職員が来ましたから、今研修を受けているということですがけれども、それらについてかなり高度な研修を積んでいく必要があるというふうに認識しております。

そういう意味では、菅谷小学校は去年、学校の先生が何回も先進校へ視察に行きましたし、嵐山町の教員は全部で発達障害の夏休みの、吉場議員さんにお答えしたように全員の研修も行っております。そういう状況であります。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 今の専門に担当する方で一定の研修によって基礎知識ができてくるだろうというふうに思っています。

それで、対応もいろんな形であるのだろうと思うのですが、マンツーマン方式でやったり、いろんな遊びだとか学習だとか、いろんな中で発達障害なのかなとか、あるいは親御さんから聞いたり、いろんなものが網羅されてくると思うのですが、例えば、その子供と半日なら半日間のいわゆる生活をしてみるとか、あるいは1日以上時間をかけて、それでこの内容を理解していくとか、そういう一定のスパンを設けての形にしていけるのでしょうか。

充実した実態を把握していくというのは大変なことだろうと思うのですが、そういうものの内容はどういうふうなのかお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 初めて今年度、菅谷小学校の通級指導教室を開設したのですが、文字どおり通級ですから、もとの学級は普通学級だと。1週間に何回か何時間かマンツーマンで指導教室に通って、その子供に合った適応する勉強だけではなくて、会話であるとか、こういうのをマンツーマンでやります。そして、また通級に帰って行って、集団の中で行動がどれだけできるようになったか、みんなと共通した行動ができるのか、会話ができるのか、その繰り返しの中です。

それで、一度ごらんになりましたら、教室の中に半分仕切りがありまして、マジックミラーがついています。そこで、お子さんが県から配置された教員とやりとりする、あるいは行動の様子をお母さん、お父さんが見られるようにしている。「うちと違う、ここまで成長したか」と、そういう配慮までさせていただきました。

非常にこれは個人のプライバシーとか人権にかかわることがありますので、やはり丁寧に配慮しながらやっていきたいと考えております。カリキュラムはもうできております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) まだ始まったばかりの事業ですから、いろんな内容の結果なんかも数年かけてこなれば出てこないようには思うのです。町としても、教育委員会としてもそれらのことについては、相手が発達障害者ですから、そういう面のいろんな形での温かさの見守りをしながら進めていただければというふうに思っております。これは要望です。

次に移らせていただきます。(2)番のハンディサポート事業でありますけれども、まず、サポーターとしての養成、講習、それはどんな内容なのかお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

今年度このサポート会員の養成講習会というのが7月4日から4、5、6と3日間予定しております。その内容を見ますと、内容としましては、ガイダンス、ファミリーサポート・緊急サポートを知ろう、また、子供の体と心の発育・発達・元気なお子さんと育児の遊び・食事・睡眠・排せつ、それから、子供の事故と安全管理・応急処置、以上が1日目です。

2日目が、小児の病気の特性、病児の観察とケア、感染予防。それから、3日目がワークショップとなっております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) さまざまなことを3日間で講習を受けてサポーターになっていくということになるのだろうと思いますけれども、先ほど、既にサポート会員が16人という回答をいただきました。3月に第1回の講習者を募集して、講習して、第1回目は終わったということでもありますけれども、この講習者については何名ぐらいだったのでしょうか。

あるいは、その受けた中でサポーターとして登録された人が先ほど16人という形だったのですけれども、サポーターの男女割合はどのくらいだったのでしょうか。

○藤野幹男議長 内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 受講者の人数については確認していないのですけれども、一応受けて登録していただいた方が16名ということで

す。

以上です。

○藤野幹男議長 男女。

○内田 勝教育委員会子ども課長 男女についてはわかりません。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) サポーターの講習を受けた中では、資格者が保健師だとか看護師だとか助産師だとか保育士だとかは、ある程度講習を免除されているような形でサポーターとして登録されていくということなのですが、その16人の割合というのは、その辺のところで一定の資格を持った人すべてがそうで、サポーターとしての会員として登録されたのでしょうか。

そうでなくて、講習だけを受けて、その中でサポーターとして認めますよという形でされたのかどうか、そこら辺のところもお聞きしておきたいと思えます。

○藤野幹男議長 内田教育委員会子ども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 すみません。この16名についての資格の情報については持ち合わせておりません。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 後でわかりましたら調べてもらいたいと思うのですが、先ほどの講習内容を見ますと、これ相当のいろんな子育てのための知識やなんかを習得しないと、このサポーターというのは大変なのかな

とっているのです。

というのは、ゼロ歳児から小学校の6年生までの対象の子供さんを預かったり、いろんな形で対応をするわけでありませけれども、そうすると大変なことがあることもあるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺のところでは、受けた人の中から、「これは大変だな」という形で、せっかく講習を受けたのにかわらず辞退をしていく人もいたのかな、どこかその辺のところははっきりわからないですけれども、こども課のほうでもわからないということですから、ぜひその辺のところの内容を調べていただいて、この第2次のサポーターの講習を始めるような内容が広報の6月号に載っていました。ここではさらに「7月の4日から6日まで3日間やって、今の16名のサポーターの数ではとても足りない状況が見られるので、再講習をしてサポーターの募集をしています」という形ですけれども、そうすると、このサポーターを再募集して、どのくらいサポーターの数は上を求めているのでしょうか。例えば30人とか50人とかのサポーターがいないと、今の状況ではやっていけないというふうに判断したのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 具体的な数字は持っていないのですけれども、うちのほうで始めているのが、事前に連絡をとり合って依頼する場合、あるいは緊急にサポートが必要になったというような場合もございます

ので、より多くの方のサポート会員の方の登録をしていただきたいと思います
おります。

以上です。

○藤野幹男議長 河井議員、後で細かいあれは、わかる範囲内で後お知らせ
しますから。どうぞ。

○7番(河井勝久議員) 後でそういう形で調べられるところについてはちょ
っと調べていただきたいというふうに思っています。

それでは、次にですけれども、②番の関係で、センターに登録されていく、
利用会員はセンターに登録されて、それでその利用会員がセンターに連絡
して、それでセンターのほうからサポーターに連絡をして、打ち合わせ後に
この利用会員とサポーターとで、その子供さんに対する対応が始まるという
ふうに、4月の広報見ますとそういうふうになっているわけでありませけれど
も、現在のところまで利用会員というのは何人ぐらい登録されましたでし
ょうか。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 すぐわかりませんか。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 すみません、54 人です。サポート会員
の受講者は 16 人、全員女性のみです。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) わかりました。現在 54 人という形で、これ一遍に頼まれるととても 16 人では足りないというふうに私も判断します。

ですから、確かに第二次のサポーターの養成講座を開いて募集していかないと対応できないのかなというふうに思います。

例えば会員がサポートセンターに連絡をして、それでサポートしていただきたいというふうな申し込みをするという場合に、例えば会員さんがこういうサポーターさんをお願いしたいという形で、そのサポーターを選ぶということができるのでしょうか。あるいはセンターのほうから内容聞いて、一方的にそのサポーターを派遣してしまうのでしょうか。そこら辺のところでは、会員さんとサポーターさんのあつれきみたいなのが、面倒見がいいとか悪いとか、そういう形での問題というのは生じかねないと思うのですけれども、利用料金を取るわけですから、そういう問題ではこのニーズの対応とかいろいろと出てくると思いますけれども、その辺のところではサポーターさんを会員さんが選ぶことができるのかどうか、全く違う人が派遣されてくるような形になるのかどうか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

利用会員とお願いしたい時間帯、また日にち、それとサポート会員の都合がつく日とかもございますので、可能な限り要望にこたえられると思って

おります。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) サポーターさんの年齢構成なんかちょっとわからないのですけれども、おばさんという言葉を使っては悪いのかどうかあるのですけれども、若い人に頼みたいとか、ある程度こう年齢を、子育ても既に終わっているような人を頼みたいとか、いろんな要望もこれから始まっていく中では出てくるのかなと思っているのですけれども、そういう形になってくるとこのセンターの仕事というのは大変になってくるのかなと思っているのですけれども、すべてがセンターを通さなくてはならないのかどうか、その辺のところでのこども課の対応というのは、サポーターを養成、養成をしていくのはそれはサポートセンターのほうでやるのでしょうかけれども、その辺のところではこども課の対応というのはどの辺までできるのでしょうか。

○藤野幹男議長 内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 その利用の申し込み等につきましては、サポートセンターのほうを通していただきたいと思います。と思っております。

○藤野幹男議長 河井議員。

○7番(河井勝久議員) わかりました。

③の関係ですけれども、緊急を要する場合、あらかじめ保護者、会員から連絡する方法というのをサポートセンターを通してと、あるいは個々の協議の中でやるというふうにしておられるようでありますけれども、対象となる

子供というのがやっぱりゼロ歳から6歳児、そうすると中には乳幼児なんかするとみずからが言葉が通じないことやなんかもあると思うのですね。

そういう中での子供さんが緊急を要する場合に、例えばどこまでがサポーターとしてやれるのかどうかの問題が出てくるのだらうと思います。状況によってはいろいろとあるのだらうと思いますけれども、例えば食べ物やなんかを一日見るという形になれば、一定の物を与えたりなんかもする。あるいは飲み物等も出てくるのだらうと思います。それから、病気などの方を預かるということになりますと、投薬の問題もあると思いますけれども、こういう場合の形の中で、これはサポーターとしてやってはいけませんよという行為というのは、どんなことがあるのでしょうか。そこら辺をセンターからも聞いておりますか。

○藤野幹男議長 大分いろいろ心配事がありますが、内田課長、わかりますか。

○内田 勝教育委員会こども課長 すみません、その点については聞いておりません。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) できれば、またいろいろと調べていただきたいというふうに思っています。これも町の新規事業でありますから、そういう中での子育て支援というのはいろんな形で今町でもあるわけでありましてけれども、一歩進んだ形でのサポート事業でありますから、ぜひそこら辺も把握しながら

ら調べるところは調べていただいて、また回答できるものは回答していただければというふうに思っております。

それでは、もう次に進めさせていただきます。(3)でありますけれども、教育長さん、先ほどいろいろと答えていただきました。読み聞かせというのが、幼児、低学年の子供においては情緒教育など有効性が提唱されておりますけれども、現行よりさらに充実した施策というのほどのように考えておりますか。

〔「現行」と言う人あり〕

○7番(河井勝久議員) そうですね。現行、今読み聞かせしておりますけれども、さらにそれを充実させるための施策というのほどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 読み聞かせは具体的には、一番のねらいは今子供が本を読まなくなっていると、読むという機会、場面、読むおもしろさ、楽しさ、そういう機会がないというところから、まずこれをスタートしたのですね。

ですから、通常は小学校においては、朝自習のときやっていたいでいるのです。いろんなボランティアの方だとか図書館の方だとか、これを引き続き、これ全学年やっています。学校によって回数違いますけれども。本当のねらいは、やっぱり共鳴するとか、そういう心を豊かにするというのと同時

に、読むということについて楽しさだとか、本を選ぶとか、そういうことが一番の目標なのです。

もう一つは、日本大学大学院の泰羅先生という研究チームが、お母さんが子供に本を読み聞かせしているときの子供の脳の検査をした。その結果、非常に喜怒哀楽の感情などが脳波にあらわれて、長いお話になるのですが、結果的には子供の豊かな心情を培うのに大変いい機会であると、読み聞かせは。ということもありまして、2つの側面で、子供の心を豊かにするということと読むということ、楽しさ、読む意欲、読む習慣と、この2つで進めている。今より余分にといとなかなか学校、さっき授業時数の関係もありましたので、やはり授業外であるとか、幼稚園はお帰りの会のとときにやるのです、帰り際とか。そういう場を設けて充実をしていきたいと。

私としては、今ある活動を各学校、幼稚園の実態に合わせてやっていただければいいかなというふうに考えています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) わかりました。

読んだ本の内容や感想について、読んでもらった子供さんから聞くことはあるのでしょうか。

ちょっとまだ、かつてはテレビのない、我々子供時代はテレビなかったですけれども、お年寄りがよくいろり端や何かでもお話をしてもらったり、本はあれば読んでもらった、それから街頭での紙芝居など唯一の楽しみだったこ

ともあるわけです。

それは、唯一の読み聞かせにはなっていたのだと思いますけれども、子供たちが今マスメディア、とりわけテレビによっての映像が中心的なものになってきて、本離れが進んでいるという形は先ほども答えの中にも出ていたのですけれども、幼稚園や小学校で読んでもらった本の中身や粗筋というのは、子供さんというのは感受性が強いわけですから、家庭なんかにも帰っても感動したことやなんかの内容については、両親あるいは自分の兄弟、あるいはお年寄りがいればおじいさんやおばあさんに、その感動した内容というのや何かは、逆に聞かせているというふうにもお聞きするわけです。

今大切なのは、家庭の中の会話、これがいろんな学者なんかのお話も聞いておりましても見直されているというふうにお聞きしております。子供たちがお年寄りに逆に話して聞かせるという、そういう聞かせられることも読み聞かせの大切な部分だというふうに言われておりますけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 こう哲学的になってきて、なかなかあれですけれども、お話としてはよくわかります。

河井さんもお孫さんがいらっしゃって、お孫さんのほうから、「じいちゃん、こういうことはこうだよ」とか「あの本こうだよ」というときに、私も孫と一緒に

暮らしているのですけれども、まず口を挟まないでまず聞いてあげると、まず聞いてあげると。子供も話したがるのですね。だけれども、大人が途中でこう挟んだり、いや、川に洗濯へ行ったのはおじいさんではない、おばあさんでなくて、これやってしまうともう終わり。まず、聞くというその習慣。そういう習慣ができれば、子供はやっぱり学校の、あるいは幼稚園での生活をお話をするというところで会話。

私がいつも申し上げている、子供にとって初めての学校というのはやっぱり家庭だと思うのです。初めて教わる先生は親だと思うのです。まず、親子間のそういう人間関係というか親子関係がうまくいく、何でも話すことができる、何でも聞くことができると、まずそれが基本だと思うのです。

さっきお話があった読書感想文があります。同じ本を読んでも40人の子供が読書感想文、学校で書かせるとみんな違います。どこが違うかということ、たった1行の場面でその子供が育ってきた家庭環境だとか、それまでの友達関係だとか、それまでの体験だとか、それがたった1行でも10人が違う表現するのです。そういう意味では、読書というのはとてもすばらしい、そこから広がるものが多いのです。

だから、よい本を選ぶというそういう習慣をつけて、まず家庭の中での親子、そしておじいちゃん、おばあちゃん含めて何でも聞ける、そういう関係が一番大事かなと思います。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは.....。

○藤野幹男議長 ②に入ります。

○7番(河井勝久議員) ②番に。

○藤野幹男議長 河井勝久議員の一般質問ですが、この際暫時休憩いたします。10分程度休みます。

休 憩 午後 3時58分

再 開 午後 4時16分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

河井議員の一般質問を続行いたします。質問事項1の小項目(3)の②の再質問からです。

それでは、河井勝久議員、どうぞ。

○7番(河井勝久議員) それでは、お聞きいたします。

先ほどの回答の中では、読み聞かせのための絵本、これが幼稚園で30冊、図書館で30冊でした。小学校にはないということでもありますけれども、ちょっと本の数が足りないのかなというふうに思っているのです。

絵本などの購入というのは予算を伴うわけではありますが、今後それらのことを考えながら、こども文庫の設置というのは考えていくのでしょうか。その辺のところをお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 こども文庫というよりは、むしろ学校の子供たちの実態に合った図書を充実したいというのが前提です。河井さんご存じのように、読み聞かせの大型絵本というのは、昔の紙芝居ありますよね。あれのもっと大きいこう見開きになってこのぐらいなのです。物語の対象内容というのは、絵本ですので大体幼稚園なのです。

小学校の読み聞かせに行くときには、通常の絵本を使っています。幼稚園の嵐山幼稚園の子供は図書館のボランティア、図書館の職員が来て読んでもらうのと、それから図書館へわざわざ幼稚園で行ってという2つ種類あるのです。だから、大型の読み聞かせの絵本専用のは、幼児ということで踏まえていただきたいと思います。

こども文庫ということでは、お話のように子供の実態に合った図書を充実するということでは、このたび、明日ですね、22年の繰越明許費でご報告させていますけれども、国の特例、生活に光をそそぐ交付金ということで、実はここで小学校に各校100万ずつ、中学校と幼稚園合わせて合計440万円かな、の図書費、図書が国庫で来るのです。学校で、今、図書選定してもらっているのですね。その際、各学校でテーマを決めて、こういう本が欲しい、こういう本が欲しい、今それをやっている最中なのです。ですから、その学校に合ったものを選んでくれるのかなと。そのほかに各学校の教室の一番後ろに学級文庫みたいのがあります。その学級文庫の本も図書館から借り

てきたりとか、そういうことでやっています。

だから、こども文庫というよりは、むしろ学校図書館の充実ということでやっていきたいと思えます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ぜひ、子供のためにそういう形で今後いろんな形を検討していただければと思います。

次は(4)にいきます。まず1番、①ですけれども、今子供の貧困問題、貧困というと単なる生活苦の問題ではなくて、子供がどういう状態にあるのか、考えること、体力、さまざまな問題を含めて貧困、子供の貧困というふうに言われているらしいのですけれども、子供の貧困問題が言われているところでもあります。

子供の貧困問題は、個人家族の問題にとどまらず、相互支援を招く社会連帯感を崩壊させかねない社会問題であるというふうに言われております。

子供の貧困は子供の成長、健康、教育、生活習慣など、深刻な影響を及ぼして子供がみずから生きる力をつけていくことを阻害しかねない問題だと言われておりますけれども、そこで今の社会状況、とりわけ景気悪化、経済不況によって雇用が失われたり、失業による家庭環境の変化が子供にもあらわれているというふうに聞いています。先生だけでは負えない手当もあると思えますけれども、子供が明るく振る舞い、過ごせる心のケアというのも必要なのだろうなと思っています。

人との触れ合いからも、この明るさ、そういうものが振る舞って過ごせる子供たちが生まれるというふうに聞いておりますけれども、こんなことがというものが見つけ出せるか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 これもなかなか難しく、どうとらえて。結論を申し上げますと、今の経済格差であるとか、子供の貧困、心の面も含めてトータルすると、今こそ社会全体でこの少子化の中、国の宝である子供を育てようということで、まず教育の第一義的責任を負う家庭は、家庭の親としての教育力を発揮すると、そして地域は本来持っている地域の教育力を発揮する、学校は学校で教えるということで学校の教育力を高めると。それを家庭と学校と地域、それだけではないだろうと、国の政策、町も含めて、子育ての支援施策、そういう面もこれ強く打ち出していかなければいけないのだろうと。そういう面では、社会全体で子供を大切にする、子供を見守る、子供を応援すると、応援団の話にもなりますけれども、そういう今原点に戻るべきではないかなというのが漠然とした私の考え方であります。

繰り返します。親は家庭は、本来の教育力を発揮しましょう。学校は教えること、一生懸命教えましょう。学ぶ場としましょう。3点目は、地域は子供が育つ学校だから地域の教育力、本来の発揮しましょうと、これが私の基本であります。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ありがとうございます。

教育委員会とはちょっと外れてしまうのかなと思うのですが、放課後児童の問題で、放課後、学童保育で子供たちが遊ぶこととあわせて学童保育に入っている子供たちが、どのくらいその中で自発的、自主的に宿題などを行っているか、その辺がもしわかりましたらお聞きしたいと思うのですが。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小学生の学童保育室でそれぞれの活動の場、工夫してやられているようです。学年によっては学校の勉強を一定時間やって、あとは集団遊びとかやっていますけれども、それぞれどの学童保育がどういうカリキュラムでやっている云々と、細かいことについては大変申しわけありませんけれども、把握してございません。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) それでは、②に質問させていただきます。

私ちょっと中間教室という話していたのですが、教育相談、それから不登校の相談指導、いろんな関係では指導室であったり、保健室であったり、そういうことがあって私も中間教室という言葉を使ったのですが、仲間とともに学校生活を子供が送れるためには、子供が勉強についていけないとか、不登校などの困難を抱える子供、本人の能力ではどうしても乗り切れない問題を抱える子供、あるいは生まれながらの健康格差、これら

の責任を子供たちに負わせてはならないのだろうと思います。児童生徒の状況を見ながら、今中間教室という言葉を使わせてもらっているのですけれども、そういう意味でさらにいろいろと充実を図る必要があるだろうと思いますけれども、この教室をつくっていったことによって、きめ細やかな対応と成果がいろいろと出てきていると思いますけれども、その中ではどんなことが挙げられておりますか、お聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 中間教室という、そういう言葉自体のもしかしたら私正確にとらえていなかったのかもしれませんが、要は申し上げたいことは、一人一人の子供の実態に応じて特に課題のある子供たちについて、居場所、子供の居場所をどう確保するかということでの対応を今しているところでございます。

河井議員さんがお尋ねの不登校など問題等、学力保障に云々というお言葉がありましたものですから、そういう場としてはいろんな場がありますよということです。ところが、適応指導教室にしても、通級指導教室にしても、保健室、教育相談室にしても、学力だけで勉強だけではありません。その子の悩みを一日中聞いてあげる、そういう場面があります。いわゆる学習に入る前段の環境づくりをその子供とつくっていくというのは中心です。

適応指導教室、不登校のためというのは、小川にございまして、これを予算をお認めいただいて、小川と嵐山、滑川、ときがわ、東秩父で共同で出

資して不登校のための適応指導教室、これも学校には行けないけれども、そこには行けるといふ子供たちの場です。

それについても勉強だけではありません。ほとんどがカウンセリング、悩みの相談、そういうことの場合であります。嵐山からも通っているお子さんがおります。

中間教室というものは、私はそういう集団の場合、問題を課題を抱えた子供の居場所を何とかつuckingあげたい。それがいろんな場があるでしょう。保健室の場合もあるし、教育相談室もある。だけれども、学力保障となると即そこでお勉強というわけにはいかない。お勉強をするまでの環境、心の通い合い、そういったものをつくる場だというふうにとらえて今進めております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) わかりました。

では、最後に3番目、やっぱり地域のつながりというのが大事になってくるのだろうなというふうに思っているのですけれども、そこで質問をさせていただいて終わりにしたいと思います。

2008年の7月、これ埼玉県の川口市で起きた事件。これは、中学生が父親を殺したということがありました。大変痛ましい事件でありましたけれども、この子供が女子中学生だったのですけれども、いつも人の顔色を見て人に合わせて、嫌われたくないように生きていくのに疲れてしまったと、もうこれに耐えられなかった、すべてを終わりにしたかったと、家族のことは父

親を殺していながら今でも大好きだと言っているのですね。

今の子供たちは、みずからが親からもいろいろと言われるのでしょうかけれども、役に立つ人間ではないと受け入れてもらえないよというふうに思うから、独自のキャラを考えてしまって、本当の自分を出すことはとても危険であり、ありのままの自分を見せたかったら浮いてしまうと。学校や家では安心して自分を出せない、これ友達も多くていつも評価されているような感じがするという、こういう世界が子供の中に広がっているというふうに聞きます。

今、大人社会の中で子供の環境というのはどういうふうになっているのかなというふうに思うのですけれども、この中で学校と地域のつながり、アンケートによりますと各学校の半数は寂しさを訴える子供がおり、親や先生に喜んでもらえるように頑張っている子が、自分の居場所がない寂しさを感じているというふうに答えているというふうに言われているのです。

教育長さんは、地域と学校のつながりの中で、地域も含めて子育てはみんなが先生というふうに書いておられます。まさに私もそのとおりだというふうに思っているのですけれども、子供を応援する、昨年の秋に行われた町のすこやか子育てフォーラム、これはまさにみんなが先生でした。

子ども権利のための国連NGO、DCI日本の木附千晶さんは、子供の成長、発達には、安全基地が不可欠というふうに書いておられます。ちょっと長くなりますけれども、これをちょっと読ませていただいて、これがどうなのかということ判断していただければというふうに思います。

子供の成長、発達には安全基地が不可欠と、人は生まれながらに抱える根元的な孤独や不安から解放されるためには、安心感を得られる特定の他者とつながっているという感覚が必要だ。私たちは、金持ちだとか能力があるとか、容姿が美しいなどといった条件なしに、自分をありのままで認め、受け入れてくれるだれかがいて初めて自分には価値があると確信し、決して楽なことばかりではない世の中を生きていく、生き抜く勇気を手に入れることができる。もしも不幸にも現実の世界でそうした関係を持てなかったとき、人は自分を押し殺して他者に気に入られようと演技したり、空虚感をインターネットやいろんなものにしていって、社会に適応したよい子に育てられる代用品、依存対象で生み落として始めていくのだと。

だから、子供たちは携帯にはまっていく。現実の世界では、子供でも携帯があればだれかとつながっている感覚を疑似体験できると、キャラをつくる必要もなければ、携帯の世界ではだれも自分だとわからないから、万が一抗議されてもハンドルネームを変えてしまえばすぐに別人になれるということなのです。

そんな擬似的な居場所から子供たちが脱し、生きるエネルギーを得られるようになるには、現実の世界に居場所が必要だ。いつでも自分に顔を向け、その思いや願いにこたえ、困ったときにきちんと手を差し伸べ、ありのままの自分を抱えてくれる身近な大人がいなければならない。そうした受容的、応答的な大人との関係性、いわゆるこれが安全基地であって、初めて

子供は守られているという安心感を獲得し、自分には価値があるという自己肯定感や、世の中は基本的に信頼できるという基本的な信頼感を手に入れ、情緒的な安定を得ることができ、守られているという確信があるからこそ、新しい何かに挑戦したり、外の世界を探索する勇気がわき、自分らしく自立的に人生を歩んでいくこともできると。また、自分の恐怖や孤独に共感し助けてくれる人がいたという経験から、求めれば他者に助けてくれるとの関係性のパターンを学び、やがては子供自身が他者の痛みにも共感し、他者とつながり、他者のことも考えられる人へと成長していくということです。

安全基地となるような受容的、系統的な大人との関係を、子供一人一人が持って生まれた能力を開花させるための土台になるというものであるというふうに書かれているのですけれども、まさに嵐山町も学校応援団等もありますし、地域と学校とがつながってさまざまな活動が展開されてきているわけです。

新しい嵐山町交流センターもできました。その中ではボランティアとかさまざまな活動も展開してきますし、子供のいろんなさまざまな施策、あるいはこの地域との対応も生まれてくるのだらうと思います。

そういう意味では、さらにどういうふうな内容にしていくのか、このことは大切なことだらうと思います。教育長さん、そういう面では、教育長さんが書かれている、みんなが先生ということを含めて、ぜひ答えていただいて、それで私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 大変いいお話を伺いました。ありがとうございました。
勉強になりました。

お話を聞いて子供の安心ということ、他者のかかわり等、それから今の子供の携帯でしか人間関係つかめない、いろんなお話の中で、やはり最終的には我々大人社会が、一人一人の子供を大人の目線で型にはめて子供を評価すると、それはいけないのだなと。そういう面では一人一人の子供のよさを認めると、それは教育の世界だけではなくて、社会全体でそういうふう
に子供のよさを認めていくということが、まず大事ななと。その役割の一つとしては、身近な大人というお話ありましたけれども、身近な大人で先生になれるのは、くどいようですけれども、家庭の親であり、学校であれば教員という人であり、地域でいえば地域の人だと、そういう意味では私はみんなが先生と、それはどんなかかわりでもいいと思うのです。おはよう、こんにちはという地域の人が通学途中だとか、下校途中に、おはようと元気、大丈夫、その一声はもう立派な先生だと私は思うのであります。

そういう意味で、地域の人みんな先生、町全体がそういうふうな子供たちへのかかわりを持ってくれば、子供たちの居場所がやっぱりひらけてくるのかなと、今のお話を大事にしながら教育行政進めさせていただきたい
と思います。大変ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 金丸友章議員

○藤野幹男議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号3番、金丸友章議員。金丸議員に申し上げますが、ご質問中の大項目2の小項目(2)公共施設の対応について及び大項目3の災害ボランティアの組織化については、昨日、渋谷議員の一般質問において答弁をいただいておりますので、ここでの第1回目の質問、答弁は省かせていただきます。

それでは、初めに、質問事項1の地震関連についてからです。どうぞ。

〔3番 金丸友章議員一般質問席登壇〕

○3番(金丸友章議員) 3番議員の民主党、金丸友章です。通告書に従いまして、沿いまして質問をいたします。

今、議長の指摘にありましたように、昨日来、私と同じ内容での質問が複数の議員からされておりますので、該当する質問につきましては、再質問ということで進めていきたいと思っておりますので、ご答弁よろしく願いをいたします。また、なるべく簡潔な質問に努めたいと思っております。

まず、大項目1、地震関連についてでございますが、この中で本日の新聞の記載には、行方不明者8,171人、避難者9万3,379人、各地で観測された大気中の放射線量、この中で埼玉0.052マイクロシーベルト、このような記載があります。

3月11日以来、連日伝えられている被災者の数、また花粉情報のように日常化した放射線情報であります。さきの災害はまだまさに進行中であり、進行中ではありますけれども、約3カ月経過しようとしております。これまでに被災からの教訓を現在の防災計画に生かす見直しの動きが進んでおります。これまでの質問にも防災計画の見直しについて応答がありました。

まず、小項目(1)の1につきまして、被害状況、当町の今回の地震による被害状況についてお尋ねをいたします。

次に、2としまして、今回の防災体制の対応と、それについての何か問題点が新たに出てきましたかどうかのお伺いをしたいと思います。

次に、3でございますけれども、これにつきましては重複した質問になるかと思っておりますので、再質問でしたいと思います。

次に4番、防災放送の体制、電源、周知能力などでございます。これにつきまして、現在の状況をお聞きしたいと思います。特に災害時の発生時、町からのリアルタイムの情報手段として防災放送は町民にとって必須のものであります。この点、緊急時の設備の電源などのバックアップの体制や各地域に周知、伝達において有効に機能しているか、これをお伺いをしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。小項目(1)、(2)、(4)の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、地震関連につきまして(1)の被害状況について、お答えをさせていただきます。

嵐山町の被害状況ということでお答えをさせていただきます。地震当日の午後4時30分、6時及び7時45分の計3回の被害調査の結果によりまして、人的被害、火災報告、緊急要請はありませんでした。

しかし、翌日、各区長さん及び防災会長さんをお願いをし調査をしていただいた結果、住宅屋根破損が197棟、壁が39件、住宅その他の破損が47件、物置等の破損が28件、その他28件、合計339件の被害報告がありました。屋根破損につきましては、翌日、県から支給されましたブルーシートを防災会を通じ、全戸に配布をさせていただきました。

続きまして、小項目の(2)、今回の防災体制の対応と問題点につきまして、お答えをさせていただきます。3月11日、午後2時46分に発生をいたしました東日本大震災における嵐山町の震度は5弱でございました。午後3時に各課局長を招集し、防災計画に基づいて活動体制を初動体制と決定いたしました。

町長の発令によりまして被害調査を各班ごとに調査をし、4時15分に緊急体制に移行いたしました。当日は3回報告会議を開き、救助対策部は65歳以上375人の方のひとり暮らしの高齢者宅を14班に分かれて安否確認を行い、午後9時に全員無事であることを確認をいたしました。

翌 12 日、各区長さん及び防災会長さんへ被害状況の取りまとめを依頼し、農林土木対策部はもう一度橋梁、水道設備等を調査いたしました。各区からの報告を集計し、住宅家屋の被害が多いため、屋根の被害が多いため、町長の発令によりまして県災害対策本部へブルーシートを依頼し手配をいたしました。翌日、川島町にあります埼玉県中央防災基地でブルーシートを受け取り、防災会を通じ被害者宅全戸へ配布いたしました。これは、地域防災計画に基づきました活動体制をとったものであります。

なお、避難者の受け入れ及び計画停電につきましては、今までに経験もなく、また防災計画にも想定外のことでございました。したがって、今後の見直しの課題となるものと考えております。

続きまして小項目(4)の防災放送の体制につきましては、お答えをさせていただきます。防災無線は役場庁舎内に設置されている操作卓、遠隔制御器、地図表示盤等の親局設備と町内 55 カ所に設置されております屋外拡声子局、公用車に積載されている無線機及び携帯型無線機により構成されております。

役場設置の親局及び屋外拡声器の子局につきましては、非常用電源装置として蓄電池が装備されております。この蓄電池につきましては、停電になった場合でも3日程度は使用できるというふうに想定をしております。ただし、子局におきましては、3日というのは1時間に5分程度を使用した場合、3日程度はもつという想定でございます。

また、周知能力でございますが、基本的に防災無線は屋外で聞いていただくことを前提に設計されておりますが、平成3、4年度建設当時の状況におきまして、一部の戸別受信機対応の家屋を除きまして、55基の子局でカバーできるものとして設置されております。

しかしながら、その後分譲されました花見台工業団地、あるいは改めて開発がされましたカインズやベイシア付近におきましては、子局のカバー範囲から外れておりまして、今後の整備計画の中で対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 今、地震発生来の町の初動体制と、それから被害の状況をご報告をいただきました。

そうしますと、この被害の状況ですけれども、防災計画にあります被害想定があろうかと思っておりますけれども、今回のマグニチュード5弱という地震だったわけですけれども、想定との相違について何か検証されておりますでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 防災計画上の、今現在の防災計画上の被害想定、これは西埼玉地震を想定いたしております、規模は震度5強、マグニ

チュード 6.9、地震発生の時期につきましては、冬の平日夕方午後6時という条件で被害想定をいたしております。

なお、こちらにつきましては、被害想定上、建物の被害、こちらにつきましては、全壊につきましてはゼロ、半壊が 21 棟、一部損壊が 73 棟、RCづくりの建物につきましては大破損が 14 棟、中破損が8棟、小破損が9棟というような状況で想定をいたしております。

なお、先ほどちょっと申し上げましたが、避難者数につきましては、大体1日から5日後までの避難者数が 85 人、避難世帯が 26 世帯、1カ月後で避難者数は 19 人、避難世帯が6世帯というような状況で想定をしております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) そういう意味では、今回、町での被害、本当に人災、火災等なく、屋根がわらの損壊等がありましたけれども、総体と見ましたらば、生命財産等に大きな財産の損害等がないということで、ある意味安心したところがあるかと思えます。

今後の計画についての地震の想定、また変わってまいるとは思いますけれども、それにはまた新たな被害想定というものができるかと思えますけれども、今回の結果を踏まえて新たに構築していただきたいなと思えます。

次に、今回、対応された対応と問題点ですけれども、さきに報告で、防災会長さん、区長さん、また民生委員さんも加わるのかなと思えますけれども、

そういう方の協力を得て、緊急体制等とった。また、被害状況の調査もされたということですけれども、その協力された組織について、今挙げた方たちだけだったのかどうかお伺いします。

○藤野幹男議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私どもで被害調査という点からいいますと、今申し上げました区長さん、防災会長さん等をお願いをいたしまして被害調査を行っておりますが、実際 65 歳以上の方のいわゆる確認、そういったところに上がったときにも、現実的には、きのうから要援護者の支援システム等のお話をこの中でもさせていただいておりますが、実際、職員がその対象者のところへ全部の住宅を回るということは、当日においては非常に困難でございました。

と申しますのは、その名簿自体が町のほうではしっかりしたものがないということがまず1点。それから、その住所、氏名等はある程度わかっているも、その個々のお宅がどこにあるのか、住所だけではわからないという現実がございました。

そういう中で、14 班の班編成をいたしまして、職員がまずどういった調査をしたかといいますと、その該当地区にいらっしゃいます民生委員さんをお尋ねし、そしてそこでそのお宅を、できれば同行していただきながら、あるいは区長さんにお伺いしながら、同行していただきながら教えていただいて、避難の状況調査をさせていただいたと。

私も行かせていただいたのですが、私が行かせていただいた民生委員さん、区長さん等につきましては、行った段階でほとんど、既にもうそのお宅を確認してあるということでご報告をいただきまして、改めての個々のお宅まで行くということはなく済んだ地域もございました。

それから、家屋の被害調査におきましても、実際には調べていただいたのは、防災会の会長さん、あるいは区長さんだけではなくて、その地域の隣組さんなり班長さんなりが手分けをされたり、あるいは同行されたりという形で、その被害調査もしていただいております、この際の被害調査に当たっても、多くの方の地域の皆様方のご協力があつて初めてできたものだというふうに認識いたしております。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○藤野幹男議長 では、続けてどうぞ。

金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 昨年の総合防災訓練の結果、今後の課題ということで私が質問いたしましたのですけれども、要支援者の救援対策等が今後の課題だというお話がありました。そういう意味では、ここに65歳以上の方

の安否確認をくまなくされたということがそういうことに反映されているのかなとは思っております。

次に、小項目3の防災計画について質問をさせていただきます。

前の答弁によりますと、町の防災計画は、県が来年の2月に防災計画の修正を行う。それを見きわめて、24年度に策定を予定しておるといってお話がありました。この間、いろんな災害に対する情報が蓄積されておるわけでございますけれども、県の修正案に抵触しないようにしなければならないという一つの約束事があるようでございますけれども、そうはいつでもいろいろこれまでの情報の中で、町独自で考えられること、また全体の計画の中でこれが町に合うのかどうか、そんなようなことの検討をもう既に始めていく必要があるのではないのかなと。

きのうの清水議員の質問の中にも、いろんな問題が指摘されまして、それについては早い段階で詰めることが重要ではないかというお話もありました。これは、防災計画の中に取り入れられるものかどうかわかりませんが、これお尋ねしますけれども、例えば災害時の協定、自治体間の協定、災害時の協定というものがあるかと思しますので、これ現在、当町では近隣または県内の市町村との連携協定であろうかとは思っています。

これについても、今回の震災の状況を見ますと、全く離れた関西、九州等、そういうところから協定の結んだ市町村に救援が行っておると、ボランティアが行っておるとい状況が見えました。和光市では、平成7年9月に、資

料を見ますと、長野県の佐久市と自治体間の相互応援協定を結んでおります。それから、8年、16年には新潟、17年には栃木県と、そんなような記載がございます。

そういう意味では、当町においてもこの防災計画の中に、自治体間の相互の応援協定というものを、本当に今回のように想定されない大きな広域の地震、災害があった場合、やっぱり近隣の町村との協定だけでは難しい面も出てくるのではないかと。そういうものも、ひとつ考えていただければと思います。

また、広い年齢層の意見を入れたらいかがかなと思います。例えば、ある子供たちが助かったと、幸いにして助かったというところで、まず率先避難という訓練を学校、中学校、小学校でされておられた。これは津波を想定されたことですが、とにかく自分たちが避難していく姿を町民に見せるのだと。そういう中で、幼稚園生も含めてみんなで行列つakって逃げていった姿を見せたという例がございます。また、中学生のアイデアで、避難された家には避難カードというものを玄関に張る。そうすると、身内ですとか、勤め先から帰ってきた親兄弟が、無事で避難しているということが明らかにわかるというような事例もありました。

また、先ほどの畠山議員の質問にもありましたけれども、富士見市では、保育所の保護者らに、災害時メールを送るというものを実施したようです。そして、小中学校にもそれを広げていくということを新聞の報道がありました。

父兄に対して、携帯電話等のメールで、児童が全員無事に避難しておりますと、そういうものを伝えるという内容になっております。

そういう意味で、例えば帰宅難民、都内に勤務されておる父兄は、そういう意味では、子供のことについて安心した情報が得られるという、このような方策も必要になってくるのかなと思います。

そのほか、町が避難場所に避難された方の一覧みたいなものをネット等を使いまして、都内に住んでおられる息子さん、勤めている親御さん等に伝えること、家族に伝えることができる。このようなものをやはり構築しているかならないのかなと思います。

この点、今いろんなこと細かく申しましたけれども、こういうものは防災計画の中に反映されるものなのか、それとももっとマニュアルのような細分化したもののなかで利用されるようになるのか、これをお伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

まず、いろいろと今お話をいただきましたが、まず防災計画の見直しの観点、それとそれを待たずにそれを見直すものもあるのではないかというご質疑、ご質問でございます。

これにつきましては、昨日来から町長のほうからもお答えをさせていただいておりますとおり、防災計画の見直し、これの本格的な見直しというのは、

本格的なといひましようか、そのもの自体の見直しということになりますと、当然県の計画との整合性というものも視野に入れながら見直していかなければならないということなのですが、きのう来、昨日来、本当に情報伝達の手段でありますとか、帰宅困難者への対応でありますとか、本当にいろいろご提案をいただいております。

そのこと自体につきましては、本当に、まさにすぐにでも検討をして、入れられるものから導入をしていかなければならないという考え方を持っておりまして、要援護者の支援システムも同様でございますし、情報の伝達方法についても同様でございますし、そういったものは、特に、いわゆる防災計画、地域防災計画がなくてもできる内容だというふうに私は思っております。着手できるものは速やかに着手をしていきたいというのは、根本的な考え方でございます。

それから、今ご提案の中にごございました協定の関係でございます。防災計画の中では、県あるいは市町村、あるいは関係団体、そういったところと協定をというよりも、いわゆる提携、そして連携を結んでいくのだというふうに定められております。

現実的には今、議員さんお尋ねのとおり、大規模災害における相互応援に関する協定書、近隣におきましては熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、比企郡内の町村等と応援協定を結んでおります。そのほかにも、いわゆる例えば死傷者が出た場合のひつぎ等の提供の協定でありますとか、あるい

は先ほどもちょっと申し上げましたが、災害時における女性教育会館の、要するに避難所の提供の協定でありますとか、そういったものについては具体的には結んでございます。また、これからも、必要に応じては、そういう協定書を結べるものは結んでいきたいという考え方をっております。

そして、もう一点は、県外の市町村等との連携ということでございます。きのう町長のほうからも、ちょっとお答えをさせていただいたかと思うのですが、実は、今回の職員派遣の関連をいたしますけれども、県外の町村への職員の派遣ですとか相互応援という形では、現在町村会等を通じながらやっておるところでございますが、今度改めて、今まだ意向調査というところがございますが、県が仲介として、今の東北各県のそれぞれの市町村と町、そういったものを結ぶような仲立ちをしようではないかというような、そんな動きもございます。そういった中で検討をしていくべき問題かなというように考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 次の質問に入ります。

大項目、公共施設等の電力対応について。これは再質問ということでさせていただきます。

まず、小項目1でございます停電・節電がオール電化の給食センターに及ぼす影響と対策についてですが、これは施設を休めて今、電力対応にな

っておるわけでございます。ガスなどの電熱の切りかえというのは、現実な問題として設備がすべてそういう対応になっておりますので。そうしますと、やはり福島第一原子力発電所の機能はもうこれからないわけでございまして、こういった電力の供給の不安定な状況が今後とも長く、ある程度長く続くのかなという。そういう中で、やはり電源を独自の安定した電源を確保しなければならぬと思っておりますけれども、この点お伺いをいたします。

○藤野幹男議長 今、1は再質問から始めますって言ったけれども、答弁要らないの。

○3番(金丸友章議員) 先ほどこの大項目2については.....。

○藤野幹男議長 ②が、(2)が.....。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 2の2は要りませんよね。

○3番(金丸友章議員) そうですね、すみません。申しわけございません。

○藤野幹男議長 ちょっと迷っていましたが、こっちも。

○3番(金丸友章議員) すみません。申しわけございませんでした。

○藤野幹男議長 どうぞ。

○3番(金丸友章議員) この(2)につきましては、再質問はありません。

(3)でございますが、一般家庭、企業などの節電対応。これは、これまでの質問、応答にもありましたけれども、15%削減目標ということを課せられておまして、町でも、また一般家庭に対しても、大分理解が進んでおられ

るようでございますが、このような対応について町としての考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)についてを内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目2の小項目(1)、停電・節電がオール電化の給食センターに及ぼす影響と対策につきまして、お答えいたします。

停電による給食センターへの影響につきましては、オール電化ですので煮る、焼く等の調理はできませんが、震災等による停電の復旧について東京電力に確認したところ、被害の程度にもよりますが、役場や給食センター等の災害対策の中心的な施設については、復旧に関する優先順位が高いとのことでした。

節電による影響については、今回の東日本大震災による計画停電では、現在の調理業務が委託になってからは実施されませんでした。停電の時間によって調理の開始時間を早めたりおくらせることで、給食の時間も前後したりとの影響はありますが、対応は可能と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(3)について、井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目2の(3)一般家庭、企業などの節電対応につきまして、お答えをいたします。

町民の皆様への協力要請につきましては、広報紙、ホームページなどにより、節電を呼びかけてまいりたいと考えております。この際、注意しなければならないのは、行き過ぎた節電でございます。昨年は、夏の猛暑により、町内において高齢者の方などが体調を崩し、病院に搬送されたということを知っております。

また、このことにつきましては、ご案内のとおり当町だけの問題ではなく、東京電力から電力の供給を受けているすべての市町村の問題でありますので、東京電力の担当者と相談し、有効な手段があれば、それをできる限り実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) まず、小項目1でございますけれども、先ほど優先順位に従って電力供給についての支障がないようにという、東電は考えておるといってございますけれども、やはり今回のように何が起きるかわからないというのが、初めて我々このような災害について経験いたしました。そういう意味では、電力のバックアップというものは備えておいたほうが、これはよろしいのではないかと。計画停電の際も、大変給食の現場では時間設定とか、出勤とか、そういういろんな面で、また学校の協力も得て、いろんな対策を考えられたようでございます。

幸いにして、支障はなかったわけでございますが、今後のことも考えます

と、やはりそういうバックアップというものは、独自でつくっておいたほうがよろしいのかなというところで、今、脚光といいますか、これは本当に必然性でございませけれども、太陽光の発電によるバックアップですとか。

また、ちょうどここは市野川が裏にあります。そういう意味では、小型の水力発電。これ実際に、それを使って電力をとっている自治体も聞いております。地形的には非常に、ある意味もってこいといいますか、いろんな難しい問題はあるでしょうけれども、1つの方法として、そういった再生可能エネルギー、これを検討していくことが、いつていただきたいなと思います。これについてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

○藤野幹男議長 内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 今ここに、東京電力のほうから給食センターにおける昨年の4月から今年の3月までの間の各月の最大需要電力というのが来ております。それを見ますと、一番少ない月が昨年の4月だったのですけれども、それでも331キロワット使っております。常時このワット数を使っているということではありませんけれども、今回、ふれあい交流センターのソーラー発電ですか、太陽光発電でも大体4キロワットの発電です。それから、あと七郷小学校の体育館、今度建てますけれども、それで予定しているのも1キロワット。そういうことを見ますと、これが330キロワットがもし半分にしても大体165キロワットとかという使用量になりますと、とてもではないですけれども、ソーラー発電では間に合わないのではないかと思います。

す。

以上です。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 今のお話は、非常に太陽光発電の設備はまだまだコストがかかり、それに見返りな費用対効果の面で、実際いかなものかというご答弁でしたけれども、ただいろんな方向性を探っていくということも必要なかと思えます。

私が今述べました水力発電、市野川のですね。これなんかは、マイクロ水力発電というので、100キロワットが出るとあります。水車タイプのようなのですけれども、利点として、ある程度の水量があれば、基本的にどこにでも設置が可能。太陽光発電、風力発電と比較して、天候等による発電量の変動が少ない。大型水力発電より生態系を脅かす心配が少ないとか、このような利点が、欠点もあるようですけれども、利点があります。

ぜひ、これは小型の発電ということですが、いろんな方向性を。先ほども言いましたけれども、何が起こるか分からないということもありますので、そういう方向も探っていただければありがたいなと思えます。

次に、小項目の3に移ります。一般家庭、企業などの節電対応でございます。

企業につきましては、いろんな法的な面もありまして、企業といいましてもいろんな規模がございますけれども、企業、節電の努力というのは、今に

始まった、企業では始まったことではないのかなと思います。15%の削減に向けて努力されるのかと思います。

一般家庭ですけれども、前の答弁にもありましたけれども、東電から一般家庭についての請求書が来るのだけれども、それは去年の同月についての比較が出るのではないのかなというようなお話もありました。できることなら、嵐山町の総体の電力量について、この情報を東電から入手して、そして頑張っている皆さんに、いわゆる可視化の、電気がどのくらい削減に貢献しているのかというものを可視化できる状態に、リアルタイムではないのですけれども、そういうものを公表して、皆さんのそういう節電の気概をより高めることも必要ではないのかなと思いますので、東電からの町の総体の電力量の情報、資料の入手について、先ほど検討されると、東電に問い合わせられるということでしたので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に移ります。

○藤野幹男議長 3番ですね。

○3番(金丸友章議員) はい。

○藤野幹男議長 では、再質問からどうぞ。

○3番(金丸友章議員) 再質問で行います。

災害ボランティアセンターについて、災害ボランティアの組織化でございます。申しわけございません。なかなか箇条書きでございまして、丁寧な質問内容してございまして、申しわけございません。

きのうの答弁の中で、嵐山町としましたら、社会福祉協議会の運営に任せるというお話がありました。社会福祉協議会には、ボランティアの登録がされておられるということでございました。この運営の仕方は、公設民営という方式のようでございます。公が場所を提供して民がそれを営むという、そういう方式でございますけれども、ボランティアは、まずは一時的に被災を免れた現場に居合わせた人が、まず第一のボランティアであると思っておりますけれども、町として、組織として、継続性、それから総合的に対応する意味では、やはり組織化することが大事でありまして、それがそういう形で行われているわけでございますけれども、今回の災害での初期の対応を先ほどお聞きいたしましたけれども、この中に、災害ボランティアの情報がありませんでした。

やっぱりボランティアとして機能するためには、初期から情報の共有が、町との情報の共有がなければ、やはりその後の対応、非常に最初から余りスタートがよくないのかなと、そんなように思いますけれども。

そこで、今の災害ボランティアの組織の中で、今回の震災でも活躍したボランティアセンターの組織について、公設民営から協設協営という言葉に変わってきております。一つこの福井方式というのを、ネットに出ておりましたので、ちょっと読みたいと思います。「今回、私たちが効率的な活動ができた理由として、福井県災害ボランティアセンター連絡会という組織が常設されていた点と、1億3,000万円の災害ボランティア活動基金の存在があり

ます。しかし、これらはあくまでも仕組みでしかありません。最も効果的だったことは、官も民も一丸となって取り組んだ協設協営の点です。これまでの災害時のボランティアセンターは、場は公、行政が提供し、運営は民間ボランティアが実行する公設民営がほとんどでした。これには欠点があります。公と民が対立しやすく、連携がとりにくい点です。このことは、重油災害時に経験し、知っておりました。これは、97年に日本海で起きたナホトカ号の重油の流出事件のことです。

だから、私たちは、行政もボランティアも一丸となって取り組む方法を考えました。ライフラインなど生活環境を復旧する行政と、生活自体の復旧の支援をするボランティアが、それぞれの特性を認め連携し合い、責任を共有し、いつときも早く復興するために、被災者のために一丸となって連携、共同でボランティアセンターを設置、運営していく協設協営の方法が最も効果があると考えていました。これが福井方式です。」ということございまして、今の町の見解でございますと、公設民営、社会福祉協議会の運営に任せるという方法ですけれども、このような災害ボランティアに対するいろんな要望等、進展を踏まえて、協設協営という方向性が今回の災害にも大いに力を発揮しているのではないかと思います。

また、ボランティアコーディネーターも配置されます。そういう中で今、先ほどにもお話がありましたように、ボランティアの方が町内にいらっしゃって、災害の現場に行くと。そのことについて町に相談する。これは、町とこの個

人との線の関係です。ボランティアの登録されている方は、点で存在しております。その中で、やはり町がその中に入って、そして輪をつくるというトライアングルですけれども、やはりそのほうが力学上もしっかりとしたものができるのではないかなと思っております。ぜひこの点も、今後の災害ボランティアの組織づくりの中に、このような点も考慮に入れていただければ、そのような形で進めていただければありがたいなと思います。この点について見解をお伺いをしたいと思います。

○藤野幹男議長 金丸議員、ウォーターが用意してありますから。金丸議員、まだ時間があるからウォーター、どうぞ。水、水。

○3番(金丸友章議員) はい。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 官も民も一体になってというお話ですよね。それで、この社協のこのボランティア組織、これを使っていこうというのは、今回のこの災害が起きて、それでできたのではないのですね。もう何年もこれ、こういうふうになったときには応援したいと、できるということで、年に2回、消防署の人たちに救命救急のあれを指導を受けたり、また炊き出し訓練をやってみたり、いろんなことをこういうふうにやってきていただいているのですね。

ですので、ここのところで改めてということではなくて、こういうふうなものが嵐山町にはあるのですよということで、これをぜひ使っていきたい。です

から、この公設民営って言いますけれども、別に公でつくって、それで民が何となくというのではなくて、これも両方で意見があって、それで応援しますよ、それででは社協の中にこういうものをつくりましょうということで、これが本当に、おっしゃるような協設協営なのですね。両方がやりましょうということでできているものなので、これをぜひ嵐山町では育てていきたい。協力をしていただきたい。そして、これの輪を広げていきたい。そんなふうな考え方で、きのうから答弁をさせていただいているわけですので、考え方の基本というのは、議員さんと同じ方向だと思っております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) ここに、嵐山町地域防災計画のちょっと抜粋がありまして、登録ボランティアという項目があります。災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。一般作業、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等、次に特殊作業、アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の搬送、運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等ボランティアコーディネーター業務と。これが活動内容としてあります。

ある意味、これは統一的な整合性を持ったものでございますから、それぞれの自治体に応じて、いろんな内容が出るのかなと思いますけれども、一応こういう活動内容だと書いてあります。

これを見ますと、やはり今、外国の方も町にはいらっしやいます。そういう意味では、いろんな社会的な状況が変わってきておりますので、それぞれ

の専門の分野にたけた方、これが今のボランティアの登録の中にもいるか
と思いますけれども、幅広く、若い人も含めて、このボランティアに参加して
いく、そういうことが必要になると思います。

また、こちらが受け入れの態勢をとることもありますし、ボランティアとし
て他県に、他の自治体に行くこともございます。そういう意味では、このボラ
ンティアコーディネーターのこれからの力といいますか、それが本当に重要
なものになってきておると思います。そういう意味では、やはり質をこの時代
に合った内容に高めるというためには、やはり官も入ったところで、特に庁
舎内にそういう部門を設けるということではなくて、あくまでも現場は交流セ
ンター内の社協の活動でよろしいかと思っておりますけれども、その中に、町が、
町の担当者なり、情報交換するという意味、いろんなことでやっぱり町が入
っていくということが大事ではないのかなと、私はそのように思っております。

そういう意味で、協設協営という方向性が必要なのではないかなというこ
とで、ご質問をさせていただきました。

次に、移ります。

○藤野幹男議長 どうぞ、4番。

○3番(金丸友章議員) 大項目4、企業の節電対策と保育体制についてで
ございます。

災害時には、節電対策による企業の休日出勤が検討されていますが、
幼児保育の需要が生じた場合、土日などの対応について、町としての考え

をお伺いをいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、質問項目4の節電対策による企業の休日出勤が検討されているが、幼児保育の需要が生じた場合、土曜日曜などの対応につきまして、お答えいたします。

町内4つの保育園に確認したところ、節電対策による企業の休日出勤による土曜日曜の保育を実施してほしいという保護者からの要望はありませんでした。今後、要望が生じた場合には、ファミリーサポートセンターの利用を勧めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) ファミリーサポートセンターの利用を考えておられるということでした。

これ、非常に保護者にとりましてはありがたい対応かなと思います。

ただ、これにつきましては、現在のところ要望はないということですので、この情報が、ファミリーサポーターの利用が、こういうケースの場合、利用できますよということのやっぱり周知があったほうがよろしいのではないのかなと思いますけれども、いかがですか。

○藤野幹男議長 内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 ファミリーサポートセンターにつきましては、広報に載せておりますので、問い合わせ等があった場合には説明させていただきたいと思っております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) いわゆる企業の節電対策という点を考えますと、今までのファミリーサポートセンターのサポーターの利用の対象が、やはりちょっと、どこかに預けたいなというこの対応によって、どこかにお世話になりたいなという方が、すぐファミリーサポーターのほうに連絡なりするということが、ちょっと。この前の広報で、そういう動機といいますか、それが十分に動機がつくられるでしょうか。そこら辺をお聞きします。

○藤野幹男議長 では、もう一度お願いします。

○3番(金丸友章議員) この前の広報で周知してあるというお話ですけども、その広報の内容を見て、土日のこの節電対策によって、子供を預けたいという需要が出た場合、その方がこのファミリーサポートを利用しようという動機づけの内容なのかどうか、お伺いをいたします。

○藤野幹男議長 内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。保育園のほうに話がありましたら、町に相談するよにということで、電話をかけていただくよに周知したいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 よろしいですか。

○3番(金丸友章議員) はい、質問を終わります。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時41分)